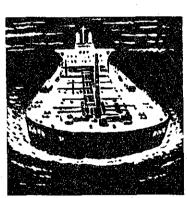
# 船協月報

8

1991

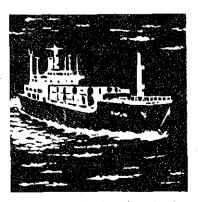












社団法人日本船主協会

船協月報



1991



タンカー「泰邦丸」 14万9,033%、25万4,009%

平成3年3月に竣工した本船は標準的な VLCC で、主としてペルシャ湾から 日本への原油輸送に従事している日・比混乗の新マルシップである。

船員対策は荷主の理解が必要	日本船主協会常任理事 佐藤国汽船取締役社長 佐	藤 國吉3
巻頭言		
1. 当協会役員の一部交替 2. IMO における海洋汚染防止の規制 海運界の動き		
外 航 海 運 の 現 況 ·································		10
運輸省の組織改正 寄 稿	運輸省海上交通局河総務課法規係長河	· 按信······29
雲仙普賢岳噴火の顚末 随 想	八馬汽船顧問中	7瀬 洋一36
<ul><li>1. 第1回日台船主団体懇談会の模様</li><li>2. 第98回船員制度近代化委員会の審議 内外情報</li></ul>		
海運雑学ゼミナール 第17回		44
海運日誌 (7月) 船協だより(理事会の模様・会議日誌・その他) 海運統計 編集後記		48 51

## 船員対策は荷主の理解が必要

日本船主協会常任理事 佐 藤 國 吉 佐藤国汽船取締役社長 佐 藤 國 吉



日本内航海運組合総連合会は、昨年に続いて7月26日に神戸で、第2回海員学校就職懇談会を開催する。

海員学校はもともと、外航船の部員養成機 関として誕生したが、近年、国際競争力の問 題から外航船が外国人労働力への依存を強め 求人が著しく低下、生徒数も減少の一途をた どって、数校が統廃合されるにいたっていた。

折から内航業界は、長年にわたり合理化を 強いられてきたツケが蓄積し、船員の高齢化 と絶対的な不足問題が露呈していた。これは、 かなり以前から指摘されてきた問題であった が、第一次石油危機以来10年に及ぶ不況の中 で、内航業界はその対応ができないまま、今 日を迎えざるを得なかったのである。

こうした状況を背景に、運輸省は教育制度 を見直し、海員学校を内航船の職員養成機関 へと方向転換させ、内航業界も船員対策の一 環として、海員学校を全面的に支援する体制 を作ったのである。ちょうど、私が日本内航 海運組合総連合会の会長をつとめていたとき のことである。海員学校就職懇談会もこのよ うな中で生まれたもので、これまでほとんど 接点のなかった海員学校と内航業界が懇談の 機会を持ち、忌憚なく意見の交換をすること が大切との考えから企画したものである。

昨年の会合では準備不足ながらも、内航海 運業界から100社以上の参加があった。強い要 望により今年も開催されることになったが、 事務局サイドの準備会議の報告によれば、今年は活発な意見交換が予想され、昨年以上の成果が期待されているようだ。

内航海運業界挙げての船員対策への取り組みは、地方レベルでのPR活動でも徐々に成果がみえ始めており、息の長い対策の推進によって、ひとりでも多くの若人が、国民生活と産業の大動脈である内航海運の担い手として飛び込んできてくれれば、私にとっても大いなる喜びである。

しかし、内航業界の船員確保対策は、荷主 業界の理解と認識なしには推進でき難いのも 現実である。昨今、いざなぎ景気に迫る好況 の持続で、素材産業が出荷量を急膨脹させた ために、物流不安が渦巻いていると聞く。し かし、労働力確保対策にいま真剣に取り組ま なければ今後ますます、輸送供給力は低下し、 国民生活や産業活動にも支障をきたしかねな い。今日の労働力不足が合理化の結果である ことを認識する基本姿勢から、荷主業界と内 航業界が話し合い、適正かつ将来に向けた対 応のできるコストの確保と、安定的な船腹の 提供ができる体制作りがなによりも必要では ないかと思っている。

いま、元請運賃の改訂作業が本番を迎えているが、目先の数字にとらわれず、内航海運の将来を見据えた基本姿勢も十二分に話し合ってほしいものである。 (1991.7.8記)

## 海運界の動き



▲航行中のタンカ-

## 1. 当協会役員の一部交替

当協会は、7月24日に開催された第532回定例 理事会において、去る6月19日開催の第44回通 常総会ならびに総会後に開催された臨時理事会 での決定に基づき、ナビックスライン社長 小 島敬夫氏を理事に選任するとともに副会長、常 任理事、広報委員長、タンカー部会長の就任を 確認した。

また、同理事会において、①理事辞任にともなう補欠 なう補欠選任 ②常任理事辞任にともなう補欠 選任 ③常設委員会委員長辞任にともなう補欠 選任ならびに部会部会長の辞任にともなう補欠 選任を行った。

その結果、当協会の役員は以下のとおりとなった。

なお、補欠選任された役員の任期は、定款第 16条第2項の規定により、平成5年6月開催予 定の通常総会の日までとなる。

## (1) 会長・副会長

 副会長
 昭取
 和役
 選長
 吉田 耕 三

 副会長
 国際エネルギー輸送
 松 岡 通 夫

 副会長
 外航労務協会長
 友 國 八 郎

## (2) 理事·監事

## 理事 (35名)

- 1. 当協会役員の一部交替
- 2. IMO における海洋汚染防止の規制に関する審議動向

乾取 汽役 船長 乾 英 文 社 阪 締 船 社 大取 三浦 立日 役 日取 本締 海役 汽社 船長 武 谷 洵 船長 Щ 崎 松 成 博 茂 役 取 締 海 社 飯取 野 締 運長 苅 野 照 (新任) 役 海 社 運長 太取 山口 薫 (新任) 役 神取 船長 瀧口 ナ取 ビックスライ 締 役 社 ン 長 敬 夫(新任) 小 島 船長  $\Box$ 池 田 雄取 運長 金 子 健 忠 商 社 玉取 船長 玉 井 新 吉 v パン近 締 役 社 海長 杉浦 全 取 和 締 昭取 運長 吉 田 役 海 社 運長 日取 鉄 締 大 野 役 佐取 藤締 国役 船長 佐藤 國吉 汽締 大代 船役 松本泰徳 取 渕 締 役 運長 田 田 渕 雄一郎 タ ン カ 役 社 長 石川公通

光 タ ン カ ー 締 役 社 長 窪 田 雄一郎 正義 ン 3 3 3 3 4 4 4 5 4 江 里 取 ニッスイシッピング 取 締 役 社 長 浅 野 一 雄 丸 締 役 海 社 鶴丸大輔 国際マリントランスポート 佐藤満久取締役社長佐藤満久 監事 (4名) 海 社 運長 高 井 研 次 役 汽 社 船長 岡 稔 役 取 流長 坂 元 節 夫

## (3) 常任理事

昭和シェル船舶取 締役 会長

船長 根本二郎 大阪商船三井船舶取 締 役 社 長 轉法輪 f 汽 役 社 船長 松成博茂 ナビックスライン 取 締 役 社 長 敬 夫(新任) 小 島 和 締 役 運長 吉田耕三 国際エネルギー輸送取 締 役 会 長 松岡通夫 京 タ ン カ 締 役 社 長 石川 公通

高 橋

清

運長 角 道 散 締 社 役 木 取 運長 (新任) 取 締 役 社 汽社 船長 佐 藤 國 取 国際マリントランスポート 佐 藤 満 役 社 長 締 (友國副会長および増田理事長は常任理事の資 格を有する。)

## (4) 委員長・部会長および特別委員長

## 【常設委員会委員長】

大阪商船三井船舶取 締役 社長 総務委員会 轉法輪 日本郵船取締役社長 政策委員会 根本 二郎 ナビックスライン 取締役社長 敬夫 小島 広報委員会 (新仟) 川崎汽船取締役社長 財務委員会 松成 博茂 新和海運取締役社長 保険委員会 八角 道夫 昭和海運取締役社長 吉田 耕三 業務委員会

大阪商船三井船舶 取締役社長 轉法輪 奏 港湾委員会 第一中央汽船 取締役社長 海務委員会 飯野海運取締役社長 工務委員会 (新任) 昭和海運取締役社長 耕三 労務委員会 吉田 日本郵船取締役社長 国際委員会 根本 二郎 東京タンカー取締役社長 調査統計委員会 石川 公通

## 【常設部会部会長】

ナビックスライン 取締役社長 敬夫 小島 タンカー部会 (新任) 国際エネルギー輸送 取 締 役 会 長 オーナー部会 松岡 通夫 近海内航部会 佐藤 國吉 運 オペレーター 苅野 取締役社長 숲

## 【特別委員会委員長】

外航船舶解撤 大阪商船三井船舶 轉法輪 奏促進特別委員会 取締役社長 轉法輪 奏船 員 対 策 昭 和 海 運 吉田 耕三特 別 委 員 会 取締役社長

## 2.IMOにおける海洋汚染防止の規制に関する審議動向

国際海事機関 (IMO) の第31回海洋環境保護委員会 (MEPC) が1991年7月1日から5日まで開催され、当協会より山名俊茂工務委員会委員 (大阪商船三井船舶)、田中洋彦タンカー部会幹事会幹事 (ナビックスライン)、赤塚宏一欧州地区事務局長および小林英明海務部調査役の3名が出席した。

本会合では、昨年11月に開催された第30回 MEPC (本誌1990年12月号P.4参照)に引き続き、タンカーの海難により生ずる油流出防止対策、有害海洋生物を含むバラスト水排出問題および燃料油の品質を含む船舶からの大気汚染防止対策などについて広範な審議が行われた。

これら審議の概要は次のとおりである。

## 1. タンカーの規制

新造油タンカーに対する二重船殻要件および 現存油タンカーに対する規制強化策等について 検討が行われた結果、73/78MARPOL条約附属 書 I (油による汚染の防止)に新たに13F規則お よび13G規則として追加する枠組みが決定され たが、規則内容については未決定の部分が多く、 11月末ごろの臨時会議(ジェノバ)で再審議の うえ次回 MEPC (1992年3月2日~6日)で採 択する方針となった。

同改正案の骨子は次のとおりである。

- (1) 新造油タンカー(13F 規則)
  - ① 新造船の定義は今後検討(契約、起工、 引き渡し等)。
  - ② 対象船は600%以上の船舶とされたが、600%以上3,000%未満の船舶には、緩和措置が講じられ、ダブルボットムおよびカーゴタンク容量の制限要件が、また、3,000%以上の船舶には二重船殻要件が課される。(これに対し、日本は白もの油を運搬する1万%以下の船舶に対しても同様の緩和措置を適用すべきである旨主張し、態度を留保した)
  - ③ ダブルボットム高さの上限値について は、2m とする。
- (2) 現存油タンカー (13G 規則)
  - ① 現存船の定義は、今後検討(トン数、 船種等)。
  - ② 現存船を SBT の有無等その構造に応じて 3 グループに分け、一定の年限または船齢を区切って、油積載要件の強化を

図るとともに、最終的には二重船殻要件を課す。

- ③ これら要件の具体的な適用時期については今後検討。(日本の主張どおり、タンカーの代替需要と世界の新造・修繕能力および輸送面における需給バランスに考慮して決定することが合意された)
- (3) その他

下記事項について今後検討していくことが合意された。

- ① 新13F 規則(新造船)の同等物を承認するためのガイドライン
- ② 二重船殻の導入にあたっての安全要件
- ③ 将来の油流出防止方策の開発
- ④ 二重船殻構造と中間デッキ構造等の比較・研究

## 2. バラスト水排出規制

(1) 第30回 MEPC においてバラスト水の排出 規制に関する国際ガイドライン(案)を作成 し、第31回会合において検討、採択するこ とが合意されていた。

今次会合では、わが国提案に対し、豪州、オランダ、IACS (国際船級協会会議) が賛同し、またギリシャ、英国、ドイツが見直しを条件にガイドライン案の採択を支持した。これにともない前回会合で作成された国際ガイドライン(案)がドラフティンググループ (豪州、オランダ、米国、カナダ、ポーランド、日本が参加) において審議の結果、改正ガイドライン(案)がまとめられた。全体会議において本ガイドラインを MEPC 決

議として採択し、各国政府に対してこれを 実施するよう勧告することとなった。

- (2) 今回の主な改正項目は以下のとおり。
  - ① RE-BALLAST の有効性については、 科学的立証が十分でないため、有害海洋 生物の防御体制に関し、さらに科学的研 究の必要性がうたわれた。
  - ② 船舶および乗組員に対する安全面への 配慮が特に強調された。
  - ③ わが国提案の RE-BALLAST 上における船体強度の問題に関しては、IACS からの提案(積付け計算およびレーシング関連)とともに海上安全委員会関連小委員会において審議されることとなった。
  - ④ ガイドライン(案)各項目(わが国提案 関連)
    - 第2項 SENSITIVITY MAPPING (感染区域)

定義が定まっていないため削除された。

- 2) 第3項 APPLICATIO (適用) 全船舶にガイドラインを適用することとなっていたが、適用については主管庁に委ねることとなった。
- 4) 第7項'FLOW THROUGH'(希釈 方法)

FLOW THROUGH は一つか二つの 限定したタンクを RE-BALLAST する 方法とされていたが、この限定が削除 され、すべてのタンクについて実施で きることとなった。

(3) 今回採択された MEPC 決議は WHO(世界保健機関) および GESAMP (国連海洋汚染専門家会議) へも回章されることとなった。

## (4) その他

- ① オランダにおける重金属系による河川 の汚染について提言があり、次回 MEPC で情報が提供されることとなった。
- ② ポーランドより提案された放射性物質 により汚染されたバラスト水の取り扱い に関しては、将来適当な委員会において 検討することとなった。

## 3. フロン・ハロン等の規制

船舶からの大気汚染を防止することを目的とした総会決議案の審議が行われた結果、概要次の内容で合意され、今秋開催のIMO第17回総会(10月28日~11月8日)において採択されることとなった。

## (1) フロン

オゾン破壊係数 (ODP) が R-11 (ODP: 1.0)の5%以上のフロン(R-11、12、113、114、115など)を使用した固定の冷凍機、空調機の新設を\* [1992年11月\*日] までに禁止する。

(※: [ ] は、採択日から1年後の日 とする)

- (2) ハロン
  - ① エッセンシャル・ユース (全廃後も優

先的に使用が認められるもの)に該当するものを除き、1992年7月1日以降船上へのハロン消火設備の新設を禁止する。

② ハロン消火設備の実船試験を、1992年7月1日以降禁止する。

また、ハロンのエッセンシャル・ユースについては、常時人のいる場所または操作のすばやい回復が要求される場合に認められるとして、今秋開催の国連環境計画会議(UNEP)に送付の上、審議されることとなった。

なお、現存船のハロン消火設備については、 IMO 第36回防火小委員会 (1991年 6 月24日~28 日) において審議された結果、日本の提案が受け入れられ、適当な代替物が開発されるまでの 間、引き続き使用できることで合意されている。

一方、73/78MARPOL条約の中に、大気汚染 防止のための新 ANNEX を盛り込むための行動 計画等について審議が行われた結果、概要次の とおり合意された。

〈主な大気汚染物質の削減目標〉

- (1) フロン・ハロン:2000年までに全廃
- (2) SOx: 2000年までに現行の50%
- (3) NO<sub>x</sub>·揮発性有害化合物

:2000年までに現行の70%

## 4. その他

- 73/78MARPOL 条約 ANNEX I (油に よる汚染の防止) 関係
  - ① 新規則の採択

新26規則 (SHIPBOARD OIL POL-LUTION EMERGENCY PLAN) が採 択され、1992年10月 4 日までに所定の異 議通告がない限り、1993年4月4日から 発効することとなった。

また、1993年4月4日以前に建造された船舶(現存船)については、日本提案 どおり改正条約発効日の24カ月後から適 用される。

さらに、同規則で要求される SHIP-BOARD OIL POLLUTION EMER-GENCY PLAN の作成に資するためのガイドライン(案)の内容について審議が行われ、次回 MEPC で採択することが合意された。

② 機関室ビルジ等の排出基準の強化

機関室からのビルジおよび残留物の排出基準濃度(油水分離器)を15mmに統一すること、および貨物油タンクからの油または油性混合物の排出率を、60ℓ/mileから30ℓ/mileに変更する規則改正案が合意され、次回 MEPCにおいて採択されることとなった。また、1992年7月1日以前に建造された船舶(現存船)については、日本提案どおり改正条約発効日の[5年]後から適用される。([]]内は、採択時に決定される)

(2) 73/78MARPOL 条約 ANNEX III の発 効

個品運送される有害物質による汚染の防止を規定した ANNEX IIIは、米国が7月1日に批准したことにより、発効要件を充足し、1992年7月1日に発効することが確定した。

## 外航海運の現況

## ―外航海運のグローバルな展開―

(要旨)

## I. 外航海運の活動概況

## 1. 平成2年の世界の海上輸送活動

## (1) 世界経済の動き

(経済成長率は鈍化)

世界経済は、成長率に鈍化の傾向が出てきた。 米国経済は横ばいとなり、平成2年の実質 GNP成長率は0.9% (元年2.5%) となった。

欧州経済はおおむね好調に推移しているが、 減速傾向がみられる。

NIES (新興工業経済地域) は、内需は好調だが、成長率は総じて鈍化の傾向にある。

ASEAN はフィリピンを除き、高めの成長水準を保った。

## (2) 世界の海上荷動きの概況

(荷動きは堅調)

以上のような世界経済の動向を背景に、平成2年の世界の海上荷動き量の合計は、トンベースで対前年比3.0%(1億1,500万トン)増の39億7,500万トン、トン・マイルベースで同3.9%(6,330億トン・マイル)増の17兆350億トン・

マイルとなった。

石油は、トンベースで対前年比4.5%増(15億2,500万トン)、トン・マイルベースで同6.1%増(7兆7,200億トン・マイル)となった。

乾貨物は、前年に比べて鉄鉱石が3.3%減、石 炭が4.4%増、穀物が1.6%増、その他乾貨物が 3.0%増となった。

コンテナ貨物については、2年には対前年比3.8%増の約8,150万 TEU となった。

## (3) 世界の船腹量

(船腹量は引き続き増加)

平成2年央の世界の船腹量(100総トン以上の 鋼船)は4億2,363万総トンであり、対前年比3.2 %の増加となった。これは、世界の船舶建造量 が増加したうえ、解撤量が引き続き減少したこ とによるものと考えられる。

船種別では、油送船は対前年比4.1%増の1億3,484万総トン、ばら積貨物船は3.6%増の1億1,342万総トン、コンテナ船は5.1%増の2,390万総トン、一般貨物船は0.8%増の7,269万総トン

となった。

## (OECD 諸国の船腹量も増加)

船腹量を国籍別にみると、リベリアは昭和55年以降の減少が増加に転じ、平成2年は対前年比14.2%増となり、世界の12.9%のシェアを占めて、引き続き世界第1位の船腹保有国となっている。第2位のパナマはノリエガ政権に対する米国の制裁措置のためにパナマ籍船の他国籍への転籍が行われ、対前年比17.0%減となり、シェアも9.3%と落ち込んだ。

日本は、対前年比3.4%減の2,708万総トン、 世界に占めるシェアは6.4%と昨年よりさらに低 下したものの、依然世界第3位の船腹保有国と なっている。

第4位のソ連は、対前年比3.4%増でシェア6.3 %である。昭和62年に新船舶登録制度を導入して以来船腹量の回復が目覚ましいノルウェーは、平成2年は対前年比50.2%増、シェア5.5%となり、第5位に上昇した。以下、米国が対前年比3.6%増、シェア5.0%で世界第6位、ギリシャが対前年比3.8%減、シェア4.8%で世界第7位の船腹保有国となっている。これらの結果としてOECD諸国の世界の船腹量に占めるシェアは、2年央で対前年比0.7ポイント増の34.1%と上昇しており、船腹量も対前年比5.4%増となった。

発展途上国の船腹量については、ASEAN(シンガポールを除く)で対前年比4.5%減となったが、NIESにおいて対前年比6.1%増、バハマ、バヌアツ、マルタの3国の船腹量が大きく増加

し、全体として対前年比4.3%増、世界の船腹量に占めるシェアも31.6%に拡大した。

#### (4) 海運市況の動向

#### (a) 運賃と船腹需給

(不定期船、タンカーともに市況は好調)

平成2年の不定期船市況は、ソ連の用船動向が散発的であったが、石炭の荷動きが堅調で粗鋼生産量も微減にとどまったことを背景に比較的堅調に推移した。タンカー市況は、OPECが減産体制に入っても4月までは堅調で、4月下旬に急落したが、8月まで底堅く推移し、湾岸危機後急上昇した。

このような市況の状況を背景に、2年央の余 剰船腹量はタンカーで15%(元年17%)、ばら積 貨物船で8%(元年7%)となった。

#### (b) 世界の船舶解撤の動向

(世界の船舶解撤は引き続き減少)

平成2年についてみると、世界における油送船と乾貨物船とを合わせた解撤量は、対前年比18.1%減の330万総トンと引き続き減少した。また、船齢15年以上の船舶の構成比率は40%に増加しており、世界的に船舶の高齢化が進行している。

## 2. 平成2年のわが国の海上輸送活動

## (1) わが国経済の動き

平成2年のわが国の実質経済成長率は6.1% と、元年(4.9%)を上回る堅調な伸びを見せた。

## (2) わが国の海上貿易の動向

(輸入が引き続き増加)

平成2年のわが国海上貿易量(トンベース)は、輸出で対前年比0.4%減の7,040万トン、輸入で対前年比2.3%増の6億9,910万トン、輸出入合計で対前年比2.1%増の7億6,950万トンとなった。

輸出では、鉄鋼は依然大幅な減少を続けており、肥料、電気製品、セメントも減少した。

輸入では、鉄鉱石、木材、パルプ、ニッケル 鉱等が減少し、乾貨物が全体として微減となっ たが、原油等油類が増加した。

これを地域別にみてみると、輸出については、 北米向けが機械類やセメント、欧州向けが鉄鋼 の減少によりそれぞれ減少した。一方、東南ア ジア向けでは機械類やセメントの大幅な増加等 により増加した。また、輸入については、北米、 アフリカ以外のすべての地域からの輸入量が増 加しており、特に中東からの原油輸入量が大幅 に増加している。

## (3) わが国商船隊の輸送活動

(輸出、三国間は減少、輸入は増加)

平成2年のわが国商船隊の輸送量は、全体で 対前年比0.9%増の5億9,781万トンとなった。

輸出は、不定期船による輸送量が大幅に減少し、対前年比0.4%減の3,296万トンとなった。輸入は、コンテナ船、油送船の輸送量が順調に増加し、対前年比2.1%増の4億6,961万トンとなった。三国間輸送は、不定期船、油送船が減少したため、対前年比4.4%減の9,524万トンとなった。

このうち日本船の輸送量は、定期船、不定期

船、油送船のすべてで減少し、対前年比10.9% 減の2億2,628万トンとなった。一方、外国用船 の輸送量は、定期船、不定期船、油送船のすべ てで増加し、対前年比9.7%増の3億7,154万ト ンとなった。わが国の輸出入貨物に対するわが 国商船隊の積取比率は、輸出については、昨年 と変わらず46.8%、輸入については、対前年0.1 ポイント減の67.2%となった。

## (運賃収入は大幅に増加)

わが国商船隊の運賃収入は、コンテナ船の輸送量の増加および油送船の運賃の上昇などにより、対前年比8.2%増の2兆370億円となった。

## (4) わが国の船腹量

(日本船の減少はさらに進む)

平成2年央のわが国商船隊(2,000総トン以上の外航船舶)の船腹量は、前年に比べて隻数が10隻減少、総トン数が215万総トン増加の1,992隻、5,732万総トンとなった。このうち、日本船は83隻、129万総トン減少して、449隻、2,041万総トンとなった。外国用船は73隻、343万総トン増加して、1,543隻、3,691万総トンとなった。わが国商船隊に占める外国用船の割合は、日本船のコスト競争力の低下により、元年に比べ隻数ベースおよび総トンベースでそれぞれ4.1ポイント、3,7ポイントの増加となった。

なお、近代化船については、2年5月末現在 で151隻、1,044万総トンとなっている。

#### (5) 海運関係国際収支

(赤字幅は拡大)

わが国の海運関係国際収支 (IMF 方式) は、

平成2年は受け取り119億ドル、支払い172億ド

ル、差し引き△53億ドルと、赤字幅を拡大した。

## II. わが国外航海運企業の経営概況と経営改善対策

## 1. 平成 2 年度海運助成対象企業の経 営状況

## (1) 損益状況

(増収減益となった経営状況)

平成2年度の海運助成対象企業36社の損益状況をみると、営業収益が増加し、営業損益、経常損益および税引後当期損益ともに3年連続して黒字を計上したが前年度に比べて黒字幅は縮小した。

増収となったのは、わが国経済が比較的好調に成長を持続し、鉄鉱石・石炭を中心に荷動きが堅調であったこと、欧州向けの貨物の荷動きが好調であったこと、油送船市況が比較的堅調に推移したこと等によるものであるが、減益となったのは、湾岸危機を契機とした燃料油価格の上昇、荷動きの堅調に伴う貨物費・港費などの運航費、情報システム整備費等の費用の増加が著しかったこと等によるものと考えられる。

海運市況は、3年度に入ってからは、不定期船・専用船部門を中心に比較的堅調に推移している。北米定期航路においても、3年5月に運賃一括引き上げを実施するなど、運賃修復へと動き始めている。油送船も引き続き堅調に推移している。しかし、海運市況の先行きには依然として不透明感があること、北米定期航路の赤

字体質は基本的にはいまだ改善されていないこと、さらに為替相場の動向等を勘案すれば、今後については必ずしも楽観できるものではない。

このため、いずれの企業も引き続き商船隊の 国際競争力の回復と企業経営の改善のための努力を傾注していく必要がある。

## (2) 財務状況等

(市況回復を反映して財務体質が改善)

海運助成対象企業のうち海運大手5社の財務 状況について前年度と比較すると、老朽・不経 済船の海外売船や所有船舶の子会社への分離が 引き続き進み、船舶の総資産に占める割合は1.9 %減の22.7%となった。

また、銀行の貸出金利が上昇したことから社 債の発行が進み、一方、借入金の償還が進んだ ことから、長期借入金については前年度より461 億円減少し、総資産に占める割合も、2.4%減少 し27.8%となった。また、海運助成対象企業36 社の財務比率では、剰余金対資本金比率が、39 年の海運集約以来初めて100%を超え、余剰金が 資本金を上回った。

## (徐々に進む為替変動対策)

外航海運業は、ドル建ての比率が高いが、ドル建て収益がドル建て費用よりも多いため、円高の影響を受けやすい収支構造となっていた。 しかし、為替変動対策が徐々に進み、対ドル1 円変動当たりの為替影響額は、海運大手5社の合計で昭和61年度の11.6億円から、2年度は5.3億円となり、為替変動が経営に与える影響度は、かなり小さくなってきている。

## 2. 外航船舶所有企業の概況

## (1) 企業数・所有船舶の概要

(海運助成対象企業の所有船腹量は54.4%)

2年央において2,000総トン以上の外航船舶 (日本船)を所有する外航船舶所有企業202社の 所有船舶は449隻、2,040万6,000総トンであり、 前年に比べてそれぞれ15.6%、5.9%減少した。 海運助成対象企業は33社で、会社数の16%を占 めるにすぎないが、所有船舶では179隻、1,109 万9,000総トン(39.9%、54.4%)と大きなウエ ートを占めている。

これに対し、海運助成対象外の企業は、石油 系企業を除き、小規模企業が多く、所有船舶も 比較的小型になっている。

## (2) 経営状況

(元年度は183社で合計769億円の黒字)

外航船舶所有企業のうち、財務関係アンケート調査に回答のあった183社の平成元年度の海運業収益は2兆4,907億円(営業収益全体では2兆8,446億円)で、経常損益は769億円の黒字、183社中102社、56%が黒字となっている。さらに全売上高に占める外航海運業の売上高比率が50%以上の企業についてみると、684億円の黒字、155社中84社(54%)が黒字と赤字経営から脱出した観がある。

なお、平成2年の外航海運企業の倒産は、2 件、負債額128億円にとどまっている。

## 3. 外航海運企業経営改善対策の推進

# (1) 海運企業における経営の減量・合理化等の 状況

## (一段落した要員の合理化)

海運助成対象企業36社の従業員をみると、要員の整理が一段落したこと、手控えていた新規採用が開始されたこと等から小幅な減少にとどまっている。また、社船については、2年度中に28隻(うち19隻が海外生き船売船)が処分されている。

さらに、海運企業はそれぞれの企業の実情に 応じ、費用全般にわたる節減対策を実施する一 方、助成対象企業の多くが海運以外の分野で事 業多角化に積極的に取り組んでいる。

## (2) 船員雇用対策

(船員雇用対策等の推進)

外航海運企業の、雇用船員数は63年までは大幅な減少を続けてきており、2年についても船員数は減少しているが、新規学卒者の採用が拡大傾向にあることも手伝って減少の幅は小さくなっている。

船員雇用対策については、2年度において、 引き続き海上職域の確保と陸上職域への転換を 図るための施策を実施、さらに部員の職員化を 図るための教育を海技大学校において実施した ほか、混乗の実施等わが国船員をめぐる雇用環 境の変化を踏まえ、外国船への配乗を促進する 等日本人船員について海上職域を確保するため、 SECOJ(日本船員福利雇用促進センター)が船 員労務供給事業を実施できる体制とした。また、 2年9月、「外航船員中期展望委員会」は、「中期 的にみたわが国外航船員の展望」をとりまとめ、 日本人船員の確保に関する課題とその対策の方 向を示した。

## (新規学卒者の確保)

2年度における学卒者の新規採用は、若手職 員の不足を反映し、前年度に比べ65%増加し、 3年度もさらにこれを上回るものとみこまれる。

また、優秀な日本人船員の確保のため、海技の伝承問題検討委員会においてわが国の海技の 伝承方策について検討が行われ、3年5月16日 に報告書がとりまとめられた。

さらに、船員の養成・育成のため船員教育全般にわたる見直しを海上安全船員教育審議会に諮問し、3年6月、船員教育機関の今後のあり方についての答申を得たところである。

## (3) 外航海運に対する開銀融資制度・利子補給 制度

## (a) 開銀融資制度

海運不況の中で、日本船の国際競争力の著しい低下に伴いフラッギング・アウトが進展し、62、63年度の外航貨物船の整備に対する開銀融資実績は大幅に減少したが、元年度に労使の間で新たなマルシップ混乗(海外貸渡方式による混乗)について合意が行われたこともあり、元年度、2年度はそれぞれ7隻、11隻と外航貨物船の整備に対する開銀融資実績が増加した。

また、63年度に新たに外航客船の整備に対する開銀融資制度が創設され、3年度にも外航貨物船の整備に対する財政投融資予算375億円のほか、1隻の外航客船等の建造に対する55億円(継続分)の財政投融資予算が認められている。

## (b) 利子補給制度

2年度においては、市中銀行に対する利子補 給金1億6,400万円および日本開発銀行に対する 利子猶予特別交付金22億3,700万円を支給した。

## III. 国際化時代におけるわが国商船隊および 外航海運企業のあり方

わが国の外航海運は、輸出入物資の安定輸送 の確保を通じて、日本経済の発展に極めて重要 な役割を果たしてきているが、近年外航海運を 取り巻く環境には厳しさが増しており、困難な 経営状況に置かれるとともに、日本船および日 本人船員の大幅な減少により構造変化を余儀な くされてきている。他方で、製造業の海外現地 生産の拡大等により経済の国際化が急速に進展 するとともに、国際物流構造の多極化ならびに 輸送ニーズの高度化にともなって、外航海運企 業は効率的な国際物流業への展開を迫られてい ス 本章では、このような状況において、わが国 外航海運が、引き続き貿易物資の安定輸送の確 保という使命を果たすために、今後どうあるべ きかについて、運輸政策審議会国際部会国際物 流小委員会の報告を中心に述べることとする。

## 1. わが国外航海運の現状と課題

## (1) 厳しい状況下にあるわが国外航海運

わが国外航海運は、昭和54年の第2次石油危機以来の三部門同時不況、さらに60年秋以降の円高不況により厳しい経営を余儀なくされ、61年度には海運集約以来最悪の経常赤字を計上した。これに対処すべく海運企業は大幅な経営の減量・合理化を実施し、その努力の効果の浸透と海運市況の回復により63年度、元年度には不況は底離れをみせた。しかし、平成2年度は、北米定航の不振、湾岸戦争の影響等により経営環境は悪化し、今後も、為替レート、海運市況等不透明感があり、経営環境は厳しい。

## (2) わが国商船隊の構造変化

フラッギング・アウトの進行により、日本船(2,000総トン以上)は60年央の1,028隻から2年央の449隻に半減、日本人船員も60年の約3万人から元年の約1万1,000人に3分の1に減少し、わが国商船隊は大きく構造変化を余儀なくされた。このため、日本船の国際競争力強化のため、63年12月の海運造船合理化審議会ワーキング・グループ報告を受け、2年3月、海外貸渡方式により、日本籍一般外航船に混乗を導入したが、2年度末で11隻、3年6月末で19隻に

とどまっており、フラッギング・アウトに歯止めをかけるにはいたっていない状況にある。

## (3) 国際化への対応を迫られる外航海運経営

現地生産の拡大、極東地域の経済発展等により、わが国経済の国際化と国際物流構造の多極化・複雑化が進展する中で、外航海運の輸送需要における構造変化に対応した船隊整備、コンテナ輸送における荷主ニーズの高度化に対応した国際的な総合物流業への展開、三国間輸送の体制整備、余暇時間の増大に対応した外航クルーズ需要への対応等が必要になっている。

## 2. わが国外航海運の中長期的な展望

## (1) わが国商船隊の構成のあり方

貿易立国としての安定的な経済発展の維持のために、健全な商船隊を擁する海運業の保持が不可欠であり、わが国商船隊については、全体として国際競争力あるものとして維持していくことが必要である。その中で、日本船は、安定輸送力、船舶の運航ノウハウの維持、企業の償却資産、日本人船員の安定した職域、環境・安全確保、緊急時の信頼性と国による対応の可能性等の観点から意義を有しており、わが国商船隊の中核として位置づけられる。

日本船のうち、近代化船については、日本人フル配乗の現在の近代化船では競争力の点で日本船の中核とすることは困難であり、配乗の見直し等による新しい近代化船のあり方について検討を開始することが必要である。近代化船は、さらに、技術革新に対応した船内就労体制の整

備と最先端技術の習得の場としても意義がある。 混乗船については、既存船への混乗の一層の 推進、競争力強化のための配乗構成の見直し等 について関係者間でさらに検討を進めることが 必要である。なお、日本人船員の確保および海 技の伝承に配慮する必要がある。

こうした、日本船の整備について、財投、税 制等政府の支援も必要である。

支配外国用船については、日本船を補完する 日本商船隊の構成要素として位置づけられる。 日本人船員乗り組みのための制度的な環境整備 も検討が必要である。

## (2) わが国商船隊の規模の見通しと整備の方向

わが国商船隊の輸送量予測によると、平成12年(西暦2000年)の所要船腹量は9,384万重量トン(2年央9,120万重量トン)と見込まれる。したがって、今後大幅な船腹拡大は必要ではなく、着実なリプレースが重要である。ただし、LNG船は輸送量の増加が見込まれ、安定輸送のため所要の日本船の整備が必要である。

なお、1990年代半ばにリプレース時期が集中 する VLCC については、円滑なリプレースの実 施が課題となっている。

## (3) 船員問題

優秀な海技力を有し陸上でも重要な役割を期待されている日本人船員は、外国人船員の指導、監督を含めより高度な技術力、管理能力を必要とする労働にその主力を移していくことが予想され、今後、職員を中心とした定期的な採用とともに部員の職員化が必要である。また、混乗

に対応した語学教育等の充実化も必要である。

日本人船員について優秀な人材を将来にわたって確保するため、諸外国の例も参考にしつつ、 所要の施策を講じていく必要がある。外国人船 員についても、今後優秀な人材の確保が困難に なることも予想され、対策が必要である。

さらに、混乗の進展に対応して、船員制度の あり方等について検討する必要がある。また、 外国人に日本船の船舶職員となる途を開くため の制度の検討も必要である。

## (4) 外航海運企業のあり方

(a) 適正運賃の収受および経営安定化への努力

わが国海運企業の経営の安定を図るためには、 特に北米定航等十分採算の取れていない部門に ついて、適正な運賃の収受に向けた荷主への働 きかけ等自助努力を図ることが必要である。

## (b) 事業展開および経営基盤確立

企業の特色に応じ、複合一貫輸送体制の整備 等総合物流業への展開、大宗貨物の輸送サービ スの質的向上等を図っていくことが必要である が、そのためには、経営基盤の確立が不可欠で あり、自ら経営の効率化、合理化を図るととも に、政府による税制等の支援も必要である。

## (c) 客船事業の展開

客船事業は、事業の多角化、企業のイメージ アップ、活性化に有意義である。十分な採算性 の検討、特色ある事業運営が必要である。

## (d) 企業グループ

これまでどおり、企業の自主性と責任に基づ

いてグループ内の企業関係を形成していくこと が必要である。オーナーについては、グループ 内の各企業との関連にも留意しつつ、きめ細か い船舶管理能力、小回りのきく経営といった利 点を生かして、特色ある経営を行っていくこと が期待される。

# IV. 国際化時代における海上コンテナ輸送体制 のあり方

## 1. 国際コンテナ輸送の動向

## (1) わが国をめぐる国際コンテナ輸送の動向

わが国外航海運におけるコンテナ化率は着実 に増加しており、平成元年には83.8%となった。 また、世界におけるコンテナ船の航路別就航 船腹量は、①日本・極東/北米、②日本・極東 /欧州・地中海③北米/欧州の3大航路に6割 弱が集中している。

世界の港湾約400港におけるコンテナ貨物取扱量は、元年で7,847万 TEU、対前年比6.3%増加した。とりわけ、極東・アジア地域が大きく増加し、その他の地域でもおおむね増加した。

## (2) わが国をめぐる国際コンテナ輸送の環境変化

わが国の産業構造の変化、わが国企業による 海外生産拠点の展開等により、わが国をめぐる 国際コンテナ輸送は輸出が停滞し、輸入が伸び ており、また、三国間輸送が全体の4割を占め るにいたっている。

また、ポート・ツー・ポートをこえた輸送ニーズに対応するため、船社も利用運送等によって内陸輸送を行う必要があり、荷主はさらにト

ータルな物流管理、情報サービス等広範なサー ビスの付加を求めている。

## (3) 主要航路の動向

(北米定期航路の動向)

昭和63年6月の海造審北米定航問題ワーキング・グループ報告(以下63年6月報告という)以来、邦船社は6社体制から4社体制へ移行し、太平洋航路秩序安定協定(TSA)が実施されている。邦船社の赤字幅は縮小しつつあったが、平成2年度は再び赤字幅が拡大するなど、各邦船社とも厳しい経営状況下にある。

また、日本郵船、日本ライナーシステム、ネ プチューン・オリエント・ラインズの3社の提 携、日本郵船と日本ライナーシステムの合併、 シーランドとマースクの提携、大阪商船三井船 舶と川崎汽船の提携等、新たなグループ化等の 動きがある。

## (欧州定期航路の動向)

同盟船社がシェア協定によりお互いを拘束するような動きをしている間に盟外船社が大きく伸長した。この結果、同盟内のグループの離脱、再編成の動きがみられ、欧州同盟は5グループに再編成されるにいたった。各社とも船隊の拡

充を進めており、同盟の弱体化と相まって、運 賃競争激化が懸念される。なお、TSAと同様の ESA(欧州航路秩序安定協定)の締結を目指す 動きもある。

## (4) 複合一貫輸送の動向

米国では、現在、週130便の DST が盟外船社 を含む16船社により運行されている。

シベリア・ランド・ブリッジは、日ソ合弁企業の新規参入が認められるなど、新しい動きが みられる。

シー・アンド・エアー輸送は元年に伸び悩み を見せたが、平成2年は回復し、活気を取り戻 している。欧州向け貨物が全体の7割を超して おり、中継地はほとんど北米西岸である。

#### (5) 国際コンテナ輸送にかかわる港湾施設

最近、北米、欧州航路のような大量の荷動きがある航路を中心として、コンテナ船の大型化の傾向が見られるが、平成3年6月4日に外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律施行令(昭和56年11月17日)の一部が改正され、大規模な外貿コンテナ整備における公社の整備費負担の軽減により整備の促進が図られることとなった。

## 2. 国際化の進展への対応

以上のような厳しい競争環境の中で、邦船社が今後とも安定的かつ信頼できる輸送サービスを提供していくため、平成3年5月にまとめられた運輸政策審議会国際部会国際物流小委員会報告書は次のような提言を行っている。

## (1) 外航海運における競争政策の基本的方向

今後も自由かつ公正な外航海運活動の確保に 努め、これを基調とした安定的な国際物流の維持を図る必要がある。国際物流の重要な担い手である邦船社においては、引き続き安定的、健全かつ信頼できる輸送サービスを提供するための努力が必要である。行政においては、邦船社のかかわる国際海運活動が確保できるように環境整備に努める必要がある。

## (2) 国際化の進展への対応策

邦船社が競争に勝ち残っていくには、各社が 自主的に判断し、その経営方針に照らして最も 適切な対応策を講じていくことが必要である。

(邦船社の経営基盤の強化)

63年6月報告は、北米定期航路において2~3 グループ以下の運営体制が望ましいとの考え方 を示したが、日本郵船と日本ライナーシステム の合併、大阪商船三井船舶と川崎汽船の提携に より、同航路においては邦船社は2グループに 集約されることとなっており、同報告に沿った ものと評価できる。

また、63年6月報告は、邦船社は北米西岸航路において1運航ユニット(年間50万 TEU)以上の規模を目指すべきと指摘しており、邦船の2グループはこの1運航ユニットを実現している。しかし、シーランドとマースクの連合体はこの1運航ユニットを上回るものであり、スケールメリットによるコスト低減、競争力確保という観点から、今後はメガキャリア間の生き残りをかけた競争に耐えていくことが必要である。

(高品質のサービスの提供)

船社としての物流業務を中心に据えつつ、フォワーダー機能の充実等総合物流業としての体制整備が必要である。また、情報の付加が極めて重要な要素となるため、情報化の推進が必要である。

(航路安定化努力)

- ① 対コストとの関係で正当な運賃を収受するよう、各船社はコスト意識の向上を図るべきである。
- ② 各船社は海運同盟が運賃水準形成の核として機能を果たしうるよう努力すべきである。特にインディペンデント・アクション 行使のルール作りやコスト割れ貨物の回避のための対応策を早急に講じるべきである。
- ③ 同盟と盟外が協調し、輸送力を相互に調整する TSA の手法は有効であるので、TSA の強化を図るほか、欧州航路においても今後の荷動きを踏まえて同様の対策を講じる

べきである。

(行政による環境整備)

行政においては、次のように環境整備に努め る必要がある。

- ① GATT、UNCTAD、OECD等の多国間の国際会議の場において、「海運自由の原則」の推進が図られるよう引き続き努力する。
- ② 中国、韓国、その他発展途上国等に対し、 公平な海運活動が確保されるよう二国間交 渉等で働きかける。
- ③ NIES 諸国に対し健全な国際海運活動の 確保を目指す観点からの協力を OECD 等の 場を通じて呼びかける。
- ④ 一部の国営船社に関し、これらの企業の活動を十分注視しつつ、不公正価格競争を 防止するための対策について検討する。
- ⑤ 必要に応じ、運賃水準の現状についてモニタリングを実施する。

## V. 外 航 客 船 旅 行 の 振 興

「客船元年」と言われてからまる2年が経過し、 国民の間にも徐々に「クルーズ」という言葉が 浸透し、親しまれる機会も増えてきているとこ ろであるが、平成3年6月、運輸政策審議会総 合部会外航客船小委員会において「外航客船旅 行の振興を図るための施策について」と題する 報告書がとりまとめられた。

## 1. 外航客船旅行の意義

外航クルーズ客船は、いわゆる「余暇時代」 「高齢化時代」を迎え、ゆとりある国民生活を 実現する一つの方策であり、さらに国際交流の 促進、客船を利用した研修活動の充実に寄与す る。

また、外航定期航路は、近隣諸国との間を結

ぶ交通手段の多様化等に寄与する。

## 2. 外航客船旅行の動向

## (1) 定期船による客船旅行の動向

わが国の外航定期旅客航路は、昭和45年の下 関/釜山航路の開設に始まり、60年以降、日本 人の海外旅行者数が急増したことにより大きく 発展した。

現在、外船社を含む11事業者が10航路を運営しており、平成2年の日本人利用者数は対前年比8.6%増の約9万1,000人であった。今後、韓国、中国、ソ連との数多くの新規航路、クルーズフェリーの出現等が見込まれる。

#### (2) クルーズ船による客船旅行の動向

わが国のクルーズ船による客船旅行は、平成 元年の「おせあにっくぐれいす」、「ふじ丸」就 航以降、新規クルーズ船の就航が相次ぎ、本格 的なクルーズ時代を迎えた。

現在、わが国企業が資本投下し、実質的に管理している外国事業者を含む8事業者が11隻を運航している。2年の日本人クルーズ人口は、対前年比14.8%増の約6万7,000人であったが、世界全体では400万人のクルーズ人口があるといわれている。

## 3. 安全対策

客船に関する事故は、いったん起こると大きな惨事となることが多い。平成2年4月のノルウェーのオスロ沖でのフェリー「スカンジナビアン・スター」号の火災事故では約160名の死者

を出し、3年4月にはイタリア北西部リボルノ 港沖でフェリー「モビー・プリンス」が停泊中 のタンカーに衝突、炎上し、約140人の犠牲者を 出した。

客船に対する安全対策としては、船舶の構造・設備面での対策、船舶職員や船員に関する国際基準が整備されており、わが国においてもこれを国内法化して安全の確保を図っている。

しかしながら、外航客船の運航事業者に対する国際的な統一規範および国内的な法的規制がないことから、外航客船小委員会において、安全の確保を図るための当面の方策として、次のようなことを内容とする、運航事業者が自主的に遵守すべき準則(「安全運航コード」)を作成した。

- ① 運航事業者による運航管理規程の作成
- ② 運航事業者による運航管理者の選任

これを受け、2年11月、日本外航客船協会は、 安全運航コードを自主的に遵守していくことを 決議し、3年6月には、当該コードに則った運 航管理規程の標準フォームが作成された。

今後は、日本外航客船協会への外国人運航事業者の加入数の増加、国際海事機関(IMO)等の場における安全運航管理に関するルール作り、安全対策に関する二国間協議を推進していく必要がある。

#### 4. 利用者保護対策

邦人による外航定期事業(対外旅客定期航路 事業)の場合と異なって、不定期の場合には利 用者保護に関する規制がないことなどから、外航客船小委員会において利用者保護を図る観点から、次のようなことを内容とする、運航事業者が自主的に遵守すべき準則(「利用者保護コード」)を作成した。

- ① 過失推定責任の適用
- ② 旅客一人当たりのてん補限度額5,000万円以上の損害賠償責任保険への加入
- ③ 船主責任制限の放棄
- ④ 運送約款の適正化、開示
- ⑤ 運送契約の解除条件の明確化

日本外航客船協会において、利用者保護コードについても自主的に遵守していくことを決議し、当該コードに則った旅客運送約款にかかわるモデル約款を作成するなど、所要の対策を実施に移している。

## 5. 外航客船旅行の振興

# (1) サービスの多様化による旅客ニーズ への対応

外航客船旅行の振興を図るためには、外航客船旅行を幅広い国民層に受け入れられる余暇手段として定着させることが必要である。さらに、 低廉な商品の提供とサービスの向上に努め、リ ピーターを増やす努力が必要である。

## (フライ&クルーズの振興)

客船旅行者は、わが国では国民1,000人に1人であるのに対し、米国では100人に1人となっているが、米国のクルーズ人口の大幅な増加は、マイアミを中心とするフライ&クルーズが開発

されたここ10年ほどの間のことである。したがって、アジア太平洋地域においてクルーズ拠点を整備し、フライ&クルーズの振興を図ることは外航客船旅行の振興上、有効な方策と考えられる。

これまで、日本外航客船協会を中心として、 ミクロネシア地域の調査、シンガポールを中心 とする東南アジア地域の調査を実施しており、 今後、樺太、シベリア方面の調査を実施する予 定である。

## (より低廉なサービスの提供)

幅広い客層にわたる個人旅客の大幅な増加を 図るための創意工夫が必要である。

## (外国人船員の導入)

日本籍船のサービス部門において外国人の配 乗を要望する声があることから、この問題につ いて関係者の間で検討が行われ、一定の条件の 下に外国人船員の配乗が行われることとなった。

## (2) 諸制度の合理化、施設等の充実

(外航客船ターミナルの整備)

外航客船旅行の振興を図るため、陸上交通機 関との連携や各種機能の充実した、快適で旅客 にとって使いやすい旅客ターミナルを国内にお いて積極的に整備することが望まれる。

#### (外国客船の整備)

「ふじ丸」、「にっぽん丸」、「おりえんとびいなす」、「飛鳥」の建造に対し、日本開発銀行からの長期・低利の融資を実施してきたが、今後とも必要に応じ財政投融資等の振興策を講じていく必要がある。

## (3) 客船情報提供体制の整備

日本外航客船協会を中心に広報や関連情報の 提供を積極的に行っていくとともに、旅行業者 の営業窓口における一般客に対する的確な対応 に資するため、客船旅行に関する情報の蓄積等 を進める必要がある。

## VI. 外航海運政策をめぐる国際協調

外航海運に関しては、いわゆる「海運自由の原則」が先進海運国の政策の基本であるが、発展途上国の多くが海運活動への政府介入を行って自国商船隊の振興を図っており、また、先進国にあっても、海運活動に対し政府介入を行う国がある。

米国と並ぶ大貿易国であると同時に世界最大 級の商船隊を有する海運国であるわが国として は、UNCTAD、OECD等の国際機関における活 動あるいは二国間協議を通じて、わが国外航海 運の発展、ひいては安定的かつ経済的で信頼の できる輸送サービスの提供が確保されるよう努 力する必要がある。

## 1. 国際機関の動向

(GATT)

GATTのウルグアイラウンドにおけるサービス貿易自由化のための交渉において、サービスおよびサービス提供者について、①最恵国待遇の付与 ②コミットメントを条件として譲許される市場アクセス/内国民待遇 ③関連法令等行政取り極めの公開 ④途上国参加の増大を骨子とする枠組協定草案およびセクターごとの附則案が作成され、現在、これについて検討が行

われている。

(IMO)

IMO においては、近年、世界的に関心が高まっている環境問題に関して、大規模な油流出事故に迅速に対応するため、「1990年の油汚染に対する準備、対応および協力に関する条約(OPRC条約)」が平成2年11月に採択されたほか、タンカーの二重船殻構造の義務付けについても検討が開始された。

また、湾岸危機にともなう武力行使に際して イラクがペルシャ湾へ大量の原油を流出させた が、このような湾岸油汚染防除対策活動のため の基金を設立し、わが国も150万ドルの拠出を行った。

(UNCTAD)

UNCTAD の第12回 ISLWG(国際海運立法作業部会)が2年10月末に開催され、用船契約様式の標準化およびその条約化についての討議が行われたが、強制力のある条項化を目指す途上国グループと、あくまでガイドラインとしての位置付けを目指す先進国グループとの間で意見が対立し、採択にいたらなかった。

定期船同盟行動規範条約 (コード条約) 再検 討会議が平成3年5月末から6月上旬にかけて 行われ、スペースチャーターを行う運航事業者 にも一定の同盟加入を認めることや、複合輸送 に関する条約実施のためのガイドラインを盛り 込んだ決議案を採択した。

## (OECD)

OECD の MTC (海運委員会) では、①海運に 関する補助金および財政的優遇措置の透明性の 確保 ②東欧諸国、アジア工業諸国との海運関 係の改善努力を今後の基本作業計画として定め た。

## 2. 先進国との海運問題

## (米国)

米国の1984年海運法の見直し作業は大幅に遅れている。施行後5年間の同法に対する評価は、FMC および運輸省が肯定的であるが、司法省および連邦取引委員会は船社間の競争が抑圧されたと否定的な見解を述べている。なお、わが国をはじめとする CSG 各国は、米国に現状維持が望ましい旨の意向を伝えている。

## (EC)

ECでは、平成元年6月から「EC海運新政策」 について検討がなされているが、カボタージュ の自由化、EC船籍制度の創設等についてEC内 部で意見の相違がある。

また、EC は、海運同盟について、荷主との協 議の義務付け等一定の条件の下に、独占禁止法 の適用を包括的に免除することとしたが、コン ソーシアム、同盟船社と盟外船社の協定につい てはその取り扱いが明らかでなく検討が行われ ている。

## 3. 近隣諸国との海運問題

韓国、中国、ソ連といった近隣諸国との交流が拡大しつつある中で、これらの国々との間の海上輸送活動が公平かつ安定的に発展しうる枠組みを確立するため、政府レベルおよび民間レベルにおいて協議を進めている。

## (韓国)

韓国との間では、日韓定期貨物航路への邦船 社の参入問題につき、当面の措置として邦船社 の自社フィーダー貨物輸送の早期実施のための 民間協議を行うこととなったほか、博多/釜山 (2 航路)、博多/済州島航路が開設されるなど の進展をみた。

## (中国)

中国との間では、中国内での邦船社の営業活動の自由が著しく制限されているが、北京、天津、上海に駐在員事務所の設立が認められるなど一定の進展をみた。しかし、上海航路の第2船投入問題については合意に達しなかった。

## (ソ連)

ソ連との間では、ソ連がワニノ港および大泊 (コルサコフ)港を新たに開港としたほか、日 ソ間にフェリー定期航路を開設するために、両 国海運企業間の作業グループを設置して具体的 検討を行っている。

## VII. 湾岸危機と外航海運

## 1. 湾岸危機の経過

平成2年8月2日未明、イラク軍がクウェート領に侵攻、8日には、イラクが両国の統合を 発表して事実上クウェートを併合した。

これに対し、国連安全保障理事会は侵攻当日にイラク軍の即時無条件撤退を要求する決議を採択したが、イラクがこれに従わなかったため、11月29日の国連安保理決議は、イラクが一連の安保理決議を3年1月15日までに履行しない場合には、関係国においてあらゆる必要な手段を行使しうるものとし、武力行使を前提とした撤退期限を示した。

しかし、イラクはなおクウェートから撤退せず、3年1月17日多国籍軍の空爆により武力行使が開始された。イラクはスカッド・ミサイルによる攻撃を中心に反撃したが、2月24日、多国籍軍は本格的地上戦を開始、27日、イラクより国連に対し、クウェート併合無効と賠償を求めた安保理決議を受諾する冒伝達、28日、多国籍軍の軍事作戦の停止により武力行使は終結した。

## 2. 海運活動への影響

## (1) イラク経済制裁

国連安保理決議661(イラクに対する経済制裁に関する決議)を履行するため所要の措置を取

ることとした平成2年8月7日の閣議了解を受けて、運輸省は、同日、わが国の船社が所有または運航する船舶が、①イランまたはクウェートへの寄港 ②イランまたはクウェートを原産地または仕向地とする物品の輸送を行わないよう要請した。

## (2) 中東貢献策

政府は、平成2年8月29日、①湾岸における 平和回復活動に対する協力(輸送協力、物資協力、医療協力、資金協力)②中東関係国に対す る支援(周辺国支援、難民支援)を柱とする中 東貢献策を閣議で了承した。このうち、海上輸 送協力については、運輸省から日本船主協会お よび全日本海員組合に対して協力要請し、その 結果、政府において日本籍貨物船「平戸丸」(2 万5,904重量トン)および「きいすぶれんだあ」 (1万9,112重量トン)を定期用船し、多国籍軍 のための建設資材、生活関連物資等の輸送にあ たった。

#### (3) 航行安全対策

(武力行使にともなう航行自主規制)

平成3年1月16日、海運労使は、イラク・クウェート情勢の緊迫化にともない、①ペルシャ湾の東経52度以西にいる船舶は迅速に52度以東の安全な水域に移動する ②ペルシャ湾への入湾予定船舶は湾外で一時待機する等を内容とする航行安全対策を実施した。

また、運輸省と日本船主協会は、ペルシャ湾、 紅海に就航している日本関係船舶の動静を常時 把握する体制を整えた。

武力行使開始後、海運労使は、戦況をみなが ら、湾外一時待機の解除および東経52度以東へ の就航(1月18日)、ドーハ、ウムサイドへの就 航(同23日)、北緯27度30分以南・東経52度以西 の海域への就航(同31日)と就航海域を拡大し ていった。

(湾奥部の安全確保)

武力行使の停止を受けて、3月1日、海運労

使が実施してきた安全規制はすべて解除されたが、湾奥部にはイラク軍が敷設した機雷が多数 残っていたため、4月8日、日本船主協会および全日本海員組合から政府に対し、この海域の 安全を確保するよう要望書が出された。政府では、ペルシャ湾における航行安全の確保を目的 として海上自衛隊の掃海艇を派遣した。

その後、カフジ港に原油の積み取りのために 入港し(6月10日)、クウェートのシュアイバ港 に入港するなど(同11日)、わが国関係船舶によ る湾奥部への就航が再開された。

## VIII. その他の外航海運をめぐる諸課題等

## 1、安全問題に関する動向

## (1) GMDSS への移行

全世界的な海上遭難安全システム (GMDSS)では、最新のデジタル通信およびインマルサット静止衛星等を用いた衛星通信により、船舶がどのような海域にいても陸上からの航行安全にかかわる情報を適切に受信でき、遭難の際にも、避難警報の受信や捜索および救助のための通信が確実に行われるようシステム設計がなされている。これら自動化機器等の導入により、現行の制度のように通信士が常時無線聴守を行う必要がなくなり、陸上等からの必要な情報の自動受信を可能にするほか、突然の事故等に対しても今まで以上に有効な情報を含んだ警報が自動的に送信可能となる。

GMDSSの導入に当たって、遠洋区域等を航行する船舶における機器の保守要件について、改正 SOLAS 条約と「国際電気通信条約に付属する無線通信規則(RR)」の規定が矛盾していることが問題となっていたが、平成元年5月~6月に行われたITU全権委員会議におけるニース憲章および条約の署名時に、RRの保守要件にかかわる条項に拘束されない旨の宣言を行い、解決が図られている。4年2月からの円滑な導入を図るため、現在国内法の整備が進められており、GMDSSに対応した船舶安全法および船舶職員法の改正法案が、平成3年5月に成立している。

## (2) マ・シ海峽等における安全確保

船舶および乗組員に対する暴力行為、略奪行 為等は世界各地で発生しており、日本関係船舶 もマラッカ・シンガポール海峡、インドネシア のアナンバス諸島沖、インドのマドラス港等で 被害にあっている。

運輸省では、関係国当局に事件の解明および 発生海域における警備強化を申し入れるととも に、日本船主協会を通じて、船社間での対策会 議の開催、防止対策要領の作成を指示する等、 防止対策を講じてきている。インドのマドラス 港については、外交ルートを通じてインド政府 に治安の維持を要請していたところであるが、 平成2年6月、マドラス港に水上移動警察が発 足し、被害件数が激減した。

## 2. 近海海運問題

近海船については、秩序ある用船活動により 近海区域における輸送秩序の維持、安定を図る ことを目的として、①既存船の用船を原則とし て登録制とすること、②既存船の代替として竣 工する近海船についても輸送秩序を乱さぬ範囲 内で登録船とすることができること等を内容と したオペレーターによる「近海船用船に関する 申し合わせ」が昭和61年5月から5年間実施さ れてきた。この間、用船料の回復にみられるよ うに一応の成果をみたが、なお船腹過剰の傾向 にあることから、同申し合わせは引き続き平成 5年3月31日まで延長されることとなった。

近海船の船主は、東南アジア等の船員と日本 人船員との混乗により、外国船のコストに近付 ける努力をしてきている。また、コストの低減 を図るため、便宜置籍船化も一部実施されてい る。

## 3. 経済・技術協力の推進

わが国からの海運分野における経済・技術協力としては、発展途上国およびESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)等の国際機関への専門家派遣、海運開発調査への協力、海運実務者に対する研修等が政府ベースで実施されており、今後とも引き続き可能な限り対応していく必要がある。

本誌にその要旨を掲載した「外航海運の現況」(運輸省海上交通局編)の入手に関するお 問い合わせなど詳細につきましては、右記に ご連絡下さい。 1. 頒布価格: 1部 600円

2. 取 扱 先:日本海事広報協会

〒104 中央区新川1-23-17(マリンビル)

TEL (03) 3552-5031

## パンフレット「内航海運の現況」(平成3年度版)の発行について

日本内航海運組合総連合会は、内航海運の現 況について、業界内外の理解を得るため、題記 パンフレットを毎年7月20日の「海の記念日」 に発行し、一般に広く配布している。

このパンフレットは、同総連合会が運輸省海上交通局国内貨物課から資料提供を得て制作しているもので、内航海運の現況をわかりやすくグラフ化して解説するとともに、カラー写真を随所に取り入れ、ビジュアルなものになっている。

本パンフレットは無料で配布されております ので、入手に関するお問い合わせなど詳細につ きましては、下記までご連絡下さい。

〈問い合わせ先〉

日本内航海運組合総連合会

〒102 東京都千代田区平河町2-6-4(海運ビル) TEL (03) 3263-4551

「内航海運の現況」(平成3年度版)の内容

- ① 内航貨物輸送
  - 1. 輸送量
  - 2. 輸送機関別輸送量の推移
  - 3. 主要品目の輸送機関別割合
- ② 内航船腹量
  - 1. 船種別船腹量
  - 2. 船型別船腹量

- 3. 船令別船腹量
- ③ 適正船腹量
- ④ 内航船舶の近代化
- ⑤ 内航海運事業者
- 1. 内航海運事業者数
- 2. 許可事業者の企業規模
- ⑥ 海運組合
- ⑦ 内航船舶の建造状況
- 1. 内航船舶の建造量
  - 2. 船舶整備公団共有船
- (8) 内航対策の推進
- 1. 内航海運構造改善対策
- 2. 内航海運対策要綱
  - 3. 内航海運構造改善指針
  - 4. 内航船員確保対策
  - 5. 労働時間の短縮と環境改善
- ④ モーダルシフト
- ⑩ 広報活動
- ① 国際条約とのかかわり



会多數數公司 金文字字或表现的 人名尔

## 運輸省の組織改正

運輸省海上交通局 河 村 俊 信総務課法規係長 河 村

## 1. 組織改正の背景

現在の運輸省が設置されたのは昭和24年のことであり、今年でそれから42年になる。その間わが国の経済は、高度成長を経て安定成長へと移行し、環境、エネルギー、財政、空間等の制約が深まっている。また、社会の国際化、情報化の進展は著しく、国民の価値観の多様化が顕著になっている。

こうした経済社会情勢の変化に対応して運輸 省は組織改正を行ってきており、前回の大規模 な組織改正は、昭和59年7月に実施されている。

しかし、それから7年経過した今日、運輸を 取り巻く情勢はさらに大きく変化しつつある。

第一に挙げられるのは、運輸分野での国際問題の高度化、多様化である。海運交渉、航空交渉等への的確な対応のほか、GATTサービス国際取引自由化交渉、OECDにおける造船助成削減問題、空港、港湾等の大型公共事業への外国企業参入問題、エネルギー資源等重要物資の海上輸送の安全確保に関する関係国との調整といった、極めて多様で広範な分野にかかわる国際的な課題が続出している。

第二に、国鉄改革後における JR の好調な経営

を踏まえて、多極分散型国土形成、大都市問題の解決等のため、整備新幹線の建設、幹線鉄道の活性化、常磐新線等都市鉄道の整備が進められ、さらにはリニアモーターカーの開発といった新たな鉄道整備が求められるようになっていることが挙げられる。

第三に、豊かさの実感できる国民生活の実現 が重要な政策課題として位置づけられるように なったということが挙げられる。陸海空の交通 ネットワークの整備はそのような国民生活の基 盤をなすものであり、できるだけ各分野におけ る運輸政策を効率的に実施できる体制を整備す ることが求められていると同時に、国民に分か りやすい行政組織、利用者、消費者のニーズに 効率的かつ円滑に対応できる行政組織が求めら れている。

## 2. 組織改正の柱

以上のような運輸を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、運輸行政の総合化と効率化を積極的に推進し、運輸政策推進体制の充実と利用者に直結した運輸行政の拡充等を図るため実施されたのが、平成3年7月の運輸省本省組織の再編成であり、その主なポイントは次のとおり

である。

- (1) 国際運輸行政の高度化、多様化に対応し、 高級事務レベルでの国際問題の的確な処理を 図るとともに総合的な国際運輸行政を強力に 推進する体制を整備するため、「運輸審議官」 (法律職)を設置すること。
- (2) 運輸政策(総合交通政策、国際運輸政策、 地域交通政策および貨物流通政策)の立案、 推進機能を運輸政策局に集中し、運輸政策局 を中心とした全省に及ぶ総合的な政策推進体 制を整備すること。
- (3) 鉄道行政に対する国民のニーズに効率的かつ円滑に対応するため、「鉄道局」を設置するとともに、その他各分野における行政組織の簡明化と運輸政策の効率的な実施を図るため、鉄道局および現行の航空局に加え、「自動車交通局」および「海上交通局」を設置すること。

## 3. 新組織における各部局の具体的事務

以上の考え方より再編された各部局の具体的 内容を、海上交通に関連の深い部局を中心に、 部局別にみてみると、次のようになる。

(図-1・2参照)

#### (1) 運輸審議官

激動する国際情勢に対応して、ハイレベル な国際問題の的確な処理を図るとともに運輸 省全体としての総合的かつ強力な国際運輸行 政の展開を図るため、次官レベルの職として 「運輸審議官」(法律職)を新たに設置した。

#### (2) 大臣官房

大臣官房は、従前どおり文書、人事、会計 および福祉の4課を置き、一般管理事務等官 房業務を所掌する。

また、国際問題および貨物流通に関する重要事項その他運輸行政にかかわる重要事項の処理に関する総合調整機能を強化するため、局長レベルの職として「総務審議官」が新たに設けられた。また、総務審議官を中心として「運輸省貨物流通本部」が設置され、総合的かつ一体的な貨物流通行政を推進していくこととしている。なお、海上交通局長も運輸省貨物流通本部の本部員になっている。

#### (3) 運輸政策局

運輸政策局には、従前の総合交通政策部門 に加え、地域交通政策部門、国際運輸政策部 門および貨物流通政策部門が地域交通局、国 際運輸・観光局および貨物流通局から移管さ れている。これにより、すべての政策推進機 能を本局に集中することとし、運輸政策の総 合的な推進に当たって名実ともに参謀本部と しての体制を整えることとなった。

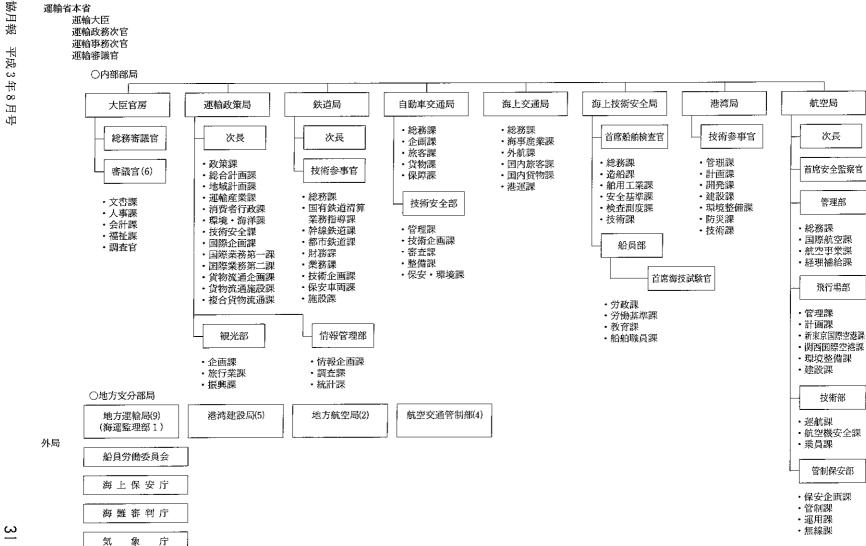
さらに、運輸政策局には「観光部」を置き、 運輸省の筆頭局であるこの局が、旅客交通等 を担当する各局等と協調しつつ総合的な観光 行政を進めることとしている。このような見 地から、運輸政策局長を中心として「運輸省 観光政策推進本部」が設置され、海上交通局 長も本部員になっている。

なお、運輸政策局の各課のうち、海上交通 と関係の深いものについて若干の補足をして おくと、次のとおりである。

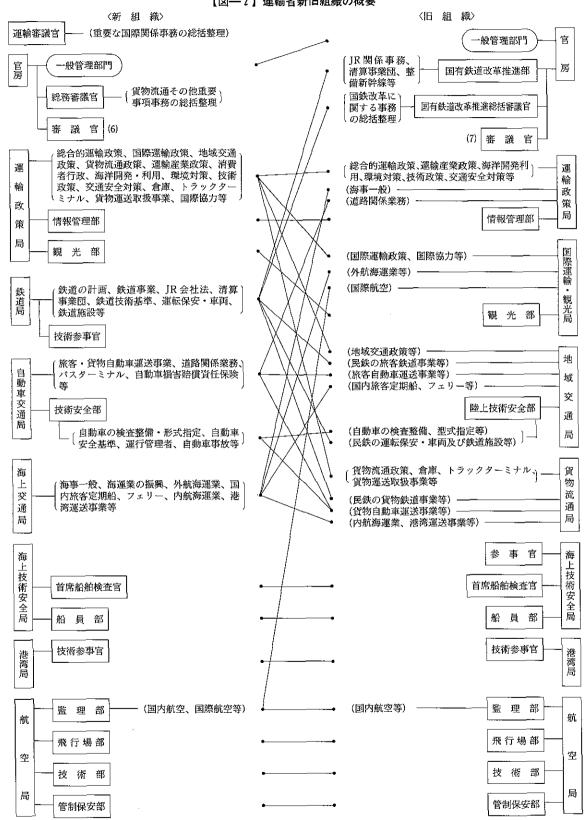
## ① 消費者行政課

「利用者に直結した運輸行政」を展開する 見地から新たに設置された。なお、従来、

## 【図―1】運輸省の新しい組織のあらまし



## 【図-2】運輸省新旧組織の概要



運輸政策局運輸産業課で所掌していた各交 通機関の運賃、料金行政の総括事務につい ては、本課に移し替えられている。

## ② 環境・海洋課

本課は、運輸政策局旧海洋・海事課で行っていた事務のうち、海洋の開発および利用に関する事務(海洋法条約等)ならびに旧環境課で行っていた事務を引き継いでいる。なお、旧海洋・海事課の行っていたその他の事務(船舶整備公団、油濁損害賠償保障制度、海事代理士、海事思想の普及、宣伝等)は、後述の海上交通局総務課が引き継いでいる。

## ③ 国際企画課

国際関係事務に関する政策策定を行うほか、主に多国間交渉に関する事務のとりまとめを行う(OECD造船部会等)。

## ④ 国際業務第一課

主に二国間交渉に関する事務のとりまと めを行う(日米構造協議、GATT ウルグア イラウンド等)。

## ⑤ 貨物流通企画課

本課は、トラックから鉄道、海運へのモ ーダルシフトの推進等全省にわたる物流政 策の企画を行うこととしている。

## ⑥ 貨物流通施設課

本課は、旧貨物流通局貨物流通施設課を 移し替えたものであり、引き続き、倉庫、 トラックターミナル等の物流施設に関する 事務を所掌することとしている。

## ⑦ 複合貨物流通課

本課は、旧貨物流通局複合貨物流通課を

移し替えたものである。なお、今回の組織 改正より、旧国際運輸・観光局海運事業課、 外航課および国際航空課で行っていた国際 貨物運送にかかわる貨物運送取扱事業 (NVOCC等) についても、本課が国内運 送にかかわるものとあわせ一括して所掌す ることとなった。

## (4) 鉄道局

多極分散型の国土形成や大都市問題の解決 を目指して、鉄道をめぐる利用者等のニーズ に直結したわかりやすい鉄道行政を進める「鉄 道局」は、大臣官房国有鉄道改革推進部、地 域交通局および貨物流通局に分散していた鉄 道関係事務を一元的に所掌することとした。

このような見地から、各種の鉄道計画を担当する「幹線鉄道課」および「都市鉄道課」を鉄道関係財務全般を担当する「財務課」を設置することとし、一方で鉄道技術問題への対応を強化するため、新たに「技術参事官」を置くとともに「技術企画課」を設置することとした。また、国鉄清算事業団の土地処分、債務処理等の問題には、「国有鉄道清算業務指導課」が引き続き対応することとした。

## (5) 自動車交通局

成熟したくるま社会の実現を目指して、自動車交通サービスの一層の多様化、高度化等の自動車交通行政を進める「自動車交通局」は、運輸政策局、地域交通局および貨物流通局に分散していた自動車交通関係事務を一元的に所掌することとした。

このような見地から、「企画課」を新たに設け、道路交通活性化対策の企画とともに高速

道路関係事務などインフラ整備等を担当する こととした。また、ユーザーの参加も得た総 合的な道路交通安全対策を推進するため、技 術安全部に新たに「ユーザー業務室」を設置 することとした。

## (6) 海上交通局

国民生活を支える海上交通サービスの充実 を目指して、経済の動向や技術の革新に対応 した総合的な海上輸送体系の整備等の海上交 通行政を進める「海上交通局」は、運輸政策 局、国際運輸・観光局、地域交通局および貨 物流通局に分散していた海上交通関係事務を 一元的に所掌することとした。

局内各課等の所掌事務は、次のとおりである。(図一3参照)

## ① 大臣官房審議官

海上交通局、海上技術安全局、港湾局の 3局を担当している。海上交通局において は、局の所掌する主要な事務全般を相務す る。

## ② 総務課

本課は、局の総務課として、局内事務の総合調整(人事、予算、法規、栄典、公益法人等)を行うほか、運輸政策局旧海洋・海事課の行っていた事務のうち、船舶整備公団、油濁損害賠償保障制度、海事代理士、海事思想の普及および宣伝(海の旬間等)、海運造船合理化審議会に関する事務を所掌する。

## ③ 海事産業課

本課は、旧国際運輸・観光局海運事業課 を引き継いだものであるが、新局において は、これまでの外航海運にかかわる助成施 策のみならず、国内旅客、国内貨物、港運 も加えた局の所掌する事業全般についての 振興策等を所掌することとなっている。さ らに、本課では、海上レクリエーション関 係事務のとりまとめも行うこととしている。 なお、従来海運事業課で所掌していた国際 貨物運送にかかわる運送取次事業について は、前述の運輸政策局複合貨物流通課に移 管されている。

## 4) 外航課

旧国際運輸・観光局外航課を移し替えた ものであり、引き続き外航海運業、海運に 関する国際関係業務、外航客船等の振興等 に関する事務を所掌する。なお、従来所掌 していた国際貨物運送にかかわる利用運送 事業等については、前述の運輸政策局複合 貨物流通課に移管されている。

## ⑤ 国内旅客課

本課は、旧地域交通局海上交通課を移し替えたものであり、引き続き、旅客定期航路事業、自動車航送貨物定期航路事業、国内クルーズの振興、離島航路補助等に関する事務を所掌する。

## ⑥ 国内貨物課

本課は、旧貨物流通局海上貨物課を移し 替えたものであり、引き続き、内航海運業、 内航海運組合等に関する事務を所掌する。

## (7) 港運課

本課は、旧貨物流通局港湾貨物課を移し 替えたものであり、引き続き、港湾運送事 業、総合輸入ターミナルの整備等に関する 事務を所掌する。

## (7) 海上技術安全局

海上技術安全局は、従前どおり、ハード(物) とソフト(人)の両面から船舶および船員に 関する行政を一体的に所掌することとし、海 上安全の確保、造船業の基盤整備、船員の保 護、技術開発等を進めることとしている。

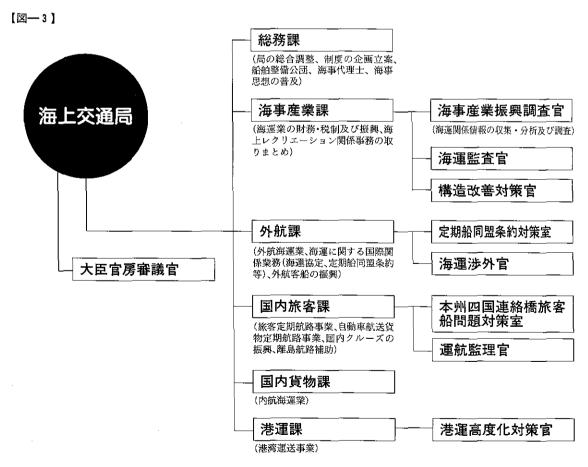
## (8) 港湾局

港湾局は、従前どおり港湾、航路および海 岸の計画、建設および管理を一貫して所掌す ることとし、豊かなウォーターフロントを目 指して、総合的な港湾空間の機能の充実、輸 入促進体制の整備等を進めることとしている。

(9) 航空局

航空局は、航空交渉等を担当していた旧国際運輸・観光局「国際航空課」を移し替えて航空行政を一元的に所掌することとし、内外の航空ネットワークの充実と利用者に直結した航空サービスの提供を目指して、わが国の国際化を進める上でもその基盤となる三大空港プロジェクトの推進や地方空港の整備等を進めるとともに、引き続き利用者サービスの向上、航空交通の安全の確保等を進めることとしている。

新組織は7月1日からスタートしています。 しばらくの間は、皆様方にご迷惑、お手数をお かけすることもあろうかと存じますが、ご理解、 ご協力をいただければ幸いです。



# 雲仙普賢岳噴火の顚末

八馬汽船顧問 中 瀬 洋 一

#### はじめに

私がなぜ雲仙岳の噴火に強い関心をもつかといえば、祖先が寛政 4 年(1792年)「島原大変」の被災者であるからだ。一瞬の災害で一家眷族22名が遭難し、たった1人しか助からなかったと伝えられている。

た。「先祖がお城の松にひっかかって助かった」という言い伝えも、必ずしも虚構ではない。 はないまするほどだった。 神波にさらわれて助かった当人たちは「何がなんだか分からないうちに、ふと気がついたときには砂浜に打ち上げられて助かった」というのが実情のようだ。「先祖がお城の松にひっかかって助かった」という言い伝えも、必ずしも虚構ではないように思える。

現在島原にはただ1人生き残った先祖を初代とする代々の墓と、遭難者22人の墓がある。

このたびの噴火について、島原の住民ととも に心を痛めているのも、22人の悲劇を背負って いるからである。

#### 島原大変肥後迷惑

島原市史によれば、寛政3年10月8日大地震が島原一帯を襲い、それから連日強弱震や山鳴りの音が聞こえ続けたという。年を越して寛政4年1月18日夜半、雲仙岳が鳴動、翌19日朝、山は黒煙が立ちこめ、すさまじい煙気は空をおおい、今回の再噴火と反対方向の北東に流出した。普賢岳8合目付近の谷から溶岩がふき出しつづけ、谷を埋めあふれ出た赤く太い溶岩流はゆっくりと流れ、2月20日過ぎには人家の手前で止まった。

島原の人々は地震、山鳴り、噴火にはもう馴れっこになっていまさらおどろきもしない。のんきにも、ぞろぞろと弁当持参で見物に行った。

大変は4月1日夜8時過ぎに発生した。突然 どすんと床の抜けるような大音が生じ、つづい て力強い鳴動がわき上がり、しばらく耳を聾し、 地震は2度続けて起こった。初期の震源地は橘 湾にあったが、日を追って東に移動し、島原城 下の眉山直下で震度5といわれる大地震が発生 したのであった。同時に大量の温泉が噴出した



ため眉山は真二つに裂けて東側半分が崩れ落ち、 土砂が立木をのせたまま城下を埋め、有明海に 流れ込んだ。そのために大型の津波が対岸の熊 本に押し寄せ、とって返した津波が島原、天草 を襲い3度往復して島原領民9,740人、熊本領民 4,653人、天草383人、合計1万5,000人の死者を 出す空前絶後の大惨事となった。

#### 普賢岳の再噴火

普賢岳の再爆発は199年たった、今年4月9日 地獄跡火口から噴石を放出したときに始まる。 4月27日には小規模な噴火が起こり、5月24日 に初めて火砕流が島原市南方水無川に沿って噴 出した。続いて6月1日にも火砕流が発生した が天候が悪くて下からは見ることができなかっ た。3日は火口が良く見える好天に恵まれ、報 道陣、観測者たちが大勢待機していたところへ 大型の火砕流が襲いかかって、死者38人、行方 不明3人(7月24日現在)のほか負傷者多数を 出す大惨事となった。死者の中には有名な火山 記録写真家クラフト夫妻の名が報ぜられた。

8日に起きた大規模火砕流は有明海の海岸に

近い国道251号の手前まで爪跡を伸ばした。30日 にこの梅雨の時期のため一日の降雨量188ミリに 達し、降灰、土石を深江町海岸から有明海に押 し流した。

6月19日に起きた火砕流以後も依然活発な活動を続けているが、一応小康状態を保っている。これはマグマの供給量が今も一日約20万㎡あるのに対し、小型火砕流が散発的に発生、溶岩ドームの成長や、脱ガス現象でエネルギーが放出されてバランスがとれ、適当に火道(マグマの通路)の圧力が保たれているためであると言われている。

しかし、最近火山研究者の間で1792年の噴火の例からも「最終的には溶岩流がでたら活動が終息する」と考える向きもあり、「粘性が低くなり一部で溶岩流が流れ始めたのでは」としながらも「活動は依然高いレベルにある」として、引き続き警戒を呼びかけている。

一地学の専門家金子史朗博士は、われわれが火 砕流と呼んできた現象を全体として「熱雲」と 称し、これを石灰石、軽石を多く含む火砕流本 体と、その前方と上方を高速に進む、核爆発の 初期に起きるような熱風をサージ (SURGE) と 呼び、二つに分けて解析している。

6月3日の水無川流域に発生した火砕流の被 災者の証言によれば、最初に高温の熱風が突然 襲ってきて、からだじゅうに火傷をした。それ を吸い込んだ人は気管がただれた。これが金子 博士がいうサージであり、サージが通ったすぐ 後から小粒石が降ってきたという。この段階が 火砕流本体であると考えられる。

#### 雲仙岳真下の地溝

ある新聞では地学的構造について次のように報じている。前回の大変は雲仙岳の真下を東西に走っている巨大な地溝が引金になっている。 九州北部地域が南北に引っ張られた結果、中央部一帯が落ち込んで地溝ができたとされ、幅が約10㎞に及ぶ。この地溝の線上には雲仙岳、九重山、鶴見岳、別府地熱帯が並んでいる。一方雲仙の溶岩組成は安山岩質の山陰大山系列に属し、南は天草まで達している。

同じ九州の火山でも近年噴煙を上げた阿蘇山、 桜島などが属する琉球系列とは違う。

今回の普賢岳噴火で震源地が東方に移動する のをおそれる理由は、眉山崩壊の引金となった 東西の地溝の存在を意識しているからである。

#### おわりに

雲仙噴火の最中6月15日に、フィリピン、ピナトゥボ山が600年ぶりに、今世紀最大の噴火を開始した。科学の知識ではどのような火山活動が起きるのか予測さえできない無力さを感じさせられる。

雲仙普賢岳の動向も、しばらく目をはなせない。島原市と水無川を挟んだ南隣の深江町は6月26日以降被害現場は立入禁止する「警戒区域」に指定されているが、火山活動は小康を保っている。しかし危険度が変化したわけではないとして、7月22日現在警戒区域と避難勧告区域の

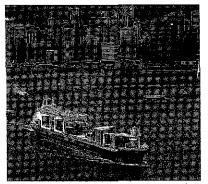
両区域指定は解除されず、相変わらず厳重警戒 下にある。

両指定地内の避難民は、島原市の人口4万5,000人の4分の1近い約1万人に膨れあがっており、深江町では人口の半数にあたる約4,000人が対象となる。

既に閣議で警戒地域の住民に対する補償制度 の創設や特別立法制度の制定などについて検討 を指示した。政府の雲仙岳非常対策本部は住め なくなった南北上木場町の住民400人を市内の別 の所に集団移動させる計画に取りかかっている。 しかし警戒区域内では実態調査が不可能で、激 甚災害地域指定は当分無理かと考えられていた。 ところが最近政府の緊急措置として、被害状況 が確認されなくても、年3%の低利融資が認め られることになった。これに対応して早速7月 18日初めて県と島原市が両上木場住民と「住民 集団移転について」話し合う協議会が開催され た。協議会において住民側が「多大の経済的負 担をともなう現行法での集団移転は考えていな い」として議題とすることを拒否。このため会 合は避難生活上の要望を聞く懇談会に切り替え られた。政府が普賢岳災害対策として初めて打 ち出した対応と住民の意識の間にかくもへだた りがあるのかと考えさせられる結果となった。

7月3日現在、島原から他の町に転出した人は住民票を移したケースだけで既に約1,000人、仮に火山活動が収まっても、かつての活気を取り戻すのに何年かかかる。この際一層の早急な、積極的な対応が望まれる。

# 内外情報



▲ホンコン港に入港中のセミコンテナ船

- 1, 第1回日台船主団体懇談会の模様
- 2. 第98回船員制度近代化委員会の審議模様

### 1. 第1回日台船主団体懇談会の模様

日本船主協会と台湾船主協会(中華民國輪船商業 同業公會全國聯合會)の第1回懇談会が1991年7月 30日似日本海運俱楽部において開催され、当協会か ら根本会長以下9名、台湾船主協会から楊理事長以 下7名が出席した。(資料2参照)

懇談会の概要は、次のとおり。

1. 世界海運および両国海運の現状と展望その他について

まず日本側根本会長より席上配布資料(省略)に 基づき、日本商船隊の現状、全世界の船腹量、日本 籍船混乗の導入、世界経済の見通し、船齢16年以上 の老齢化船の割合、さらに世界経済の成長・荷動量 ・新造竣工・スクラップの相関関係におけるマクロ で見た需給ギャップについて説明が行われた。

日本商船隊の規模は2,000隻、9,100万%で全世界 6.6億%の約14%を占めており、この商船隊占有率は GNPの占有率とほぼ同じである。

今後の船腹需給関係のバランスを維持するためにはスクラップ問題は最重要課題であり、特に1975年をピークに VLCC が大量建造されており、たとえば船齢制限次第では20年後の1995年にはスクラップの最盛期を迎えることになる。当協会においてはスクラップ特別委員会を設置して対応しているが、世界

的規模で対応する必要がある。台湾はスクラップの ノウハウをもっているが、今後はどのように対応し ていくのか、スクラップを行うにはその国の経済、 鋼材の需要量、労働力供給能力等に左右されるが、 関係国間で真剣に検討して行く必要がある。

続いて、当協会の1991年度の「当面する海運対策について」項目(案)を紹介し、特に前文(輸送の高度化、多様化に対応したサービスの提供とそれに見合う適正な運賃の確保等)を重要視していると述べるとともに、次の5項目を強調した。

- ① 混乗の既存船への拡大と日本人乗組員の少数化:
- ② 長期的視点に立ったスクラップ問題への対応
- ③ アジア諸国を始めとする諸外国海運団体との 連繋強化

欧州においては ECSA (EC 船主協会)が存在し、 強力なジョイント・アクションをとっている。力強 い成長を遂げつつあるアジア経済の現状にかんがみ、 ASEAN 船協を始めとし、近隣の親しいところとの 接触が重要である。

中華人民共和国において船主協会設立の動きがある。その場合 COSCO が中心となろうが、同社の商業海運への門戸を開放させるためにも船主団体間の

懇談の場が必要である。

- ④ 客船事業の振興のための諸対策の推進
- ⑤ 国民の祝日「海の日」制定の推進など海運広報の強化

日本において海運業の地位が低い。宅配便などは それなりに一般大衆に密接している現状を考え、広 く海運の重要性を PR していきたい。

次に台湾側楊理事長より下記事項について説明が 行われた。

- (1) 中華民國全國船聯會の組織
  - ① 1947年7月上海に設立。1950年5月台北に 移動。
  - ② 加盟地区船主団体:台北市輪船商業同業公 會、高雄市国際輪船商業同業公會、台湾省國 内輪船商業同業公會、現在の会員数133社。
  - ③ 所属自国船外航運航船腹252隻、934万%。
- (2) 台湾船社の海運政策

現在台湾の輸出入の総荷動量は約2.5億トンある。台湾政府もできる限り自由化・開放化を進めることに方針転換しつつある。ソ連・東欧圏諸国への接触を認めたのはその一例である。また、保有船腹量については、2000年中に現有の倍増、すなわち2,000万%保有を目標としている。その他港湾整備等にも力を入れることになっている。

#### (3) 混乗船

昨年12月15日台湾籍船への混乗を決定。上級 オフィサーを除き下級船員の半数以内なら外国 人乗組員でも認めるということになった。

#### (4) 台韓海運会談

台韓海運会談は官民合同で既に20年以上継続 している。時には海運局長も出席している。

#### (5) 互恵平等の協定

ノルウェー、シンガポール、マレーシアと互 恵海運協定等を締結。EC 等とも話し合いを行っ ており、今後ともできる限り多くの諸国との交 流を図って行く方針である。

#### (6) 陽明海運の民営化

本年度は18%が民営化される予定で、今後3年で完了の計画。なお民間の最終保育率は51%の予定。

#### (7) IMO 加入問題

IMO に加盟したいと考えているが、中華人民 共和国の同意と日本の協力が必要につき協力し て欲しい。

#### 2. 航路安定化問題

北米航路、欧州航路における安定化協定は一歩一歩忍耐強く話し合いを続け、ぜひとも維持して行くために日台間でも協力することが確認された。さらにアジア域内の Principal Meeting がスタートしたが、運賃修復のためこのアジア安定化協定も何とか成功させるべくお互いに協調して行くことに合意された。(特に協力してインドネシア等その他の国の船社を説得して行くことになった)

また、定期船部門だけでなく、必要に応じ不定期 船分野でも協調を図る必要があることが確認された。

#### 3. 今後の会談の運営

今後は原則として東京/台北で年1回は開催する ことが決定された。

#### 【資料1】

#### 第1回日本/台湾船主団体懇談会について

(プレスリリース)

- 1. 日本船主協会と中華民國輪船商業同業公會全国 聯合會(台湾船協)は、1991年7月30日東京平河町 の日本海運俱楽部において、初めての懇談会を行っ た。出席者は資料2のとおりである。
- 2. 日台の船主団体は、激しく揺れ動く世界の政治 ・経済情勢と、一方で力強い成長を遂げつつあるア ジア経済の現状にかんがみ、かねてからより密接な

交流を行い、一層の友好関係を樹立すべきであると 認識していたが、このほど最初の懇談会開催が実現 した次第である。

- 3. 懇談会では世界の海運情勢、双方それぞれの海 運の現状と将来の展望について率直かつ真剣に意見 の交換を行い、まことに有意義であった。
- 4. 特に世界海運とりわけ主要コンテナ航路の再建

が焦眉の急であり、そのためには双方の関係船社を 始めとする各国船社間の協調が必須かつ不可欠であ ることを再確認し、この旨それぞれの日台関係船社 に伝えることに合意した。

5. かかる懇談会を定期的に開催することが合意され、少なくとも年1回は会合を開催することが決定された。

#### 【資料2】

#### 日台船主団体懇談会出席者名簿

#### 日本側出席者

根本	二郎	日本船主協会	会 長	日本郵船取締役社長
轉法輪	奏	n	副会長	大阪商船三井船舶取締役社長
小 島	敬夫	n	副 会 長	ナビックスライン取締役社長
吉 田	耕三	n	副 会 長	昭和海運取締役社長
新 谷	功	n		川崎汽船専務取締役
増 田	信 雄	n	理 事 長	
森 崎	末寿雄	$\eta$	常務理事	
宮原	耕治	n	会長秘書	
平山	修	n	国際課長	

#### 台湾側出席者

(団 長)	楊	璟	璇	中華民國輸船商業同業公會全國聯合會	理事長	南泰海運公司	董事	長
(副団長)	林	省	三	n	常務理事	長榮海運公司	副董事	長
(団 員)	駱	耀	煌	n	常務理事	立榮航業公司	董 事	長
n	陳	清	治	n		萬海航運公司	副董事	長
11	游	芳	來	り 企劃委	員会委員	陽明海運公図	副總統	<b></b> 理
11	游	謨	逸	"		正利航業公司	協	理
n	石	伏	生	"		中國航運公司	顧問	駐日代表

## 2. 第98回船員制度近代化委員会の審議模様

第98回船員制度近代化委員会は、平成3年6月28 日に開催され、第三次総合実験船によるパイオニア

シップ実験を実施する実験船の「実験実施方案」に ついての審議が行われた。

#### 〈審議概要〉

1. 近代化実験は本年7月より第三次総合実験船に よるパイオニアシップ実験へ移行するが、前回の 委員会にてパイオニアシップ実験に関する「総合 実験基本方案(その2)」が承認されている。(本誌 1991年7月号P.33参照)

今回の委員会には、これを受けパイオニアシップ実験を実施する実験船32隻のうち、30隻分の「実験実施方案」が提出され、実験船の船種・航路・実験の内容等により8グループに仕分けして審議の結果、全方案を承認した。(資料参照)

各実験船は、本方案に基づき次回の内地最終港 出港時よりパイオニアシップ実験を開始すること になる。

なお、今回方案が提出されなかった2隻「はんばーぶりっじ」「かりふおるにあまーきゅりー」については、実験開始時期の関係上、次回の委員会での審議が予定されている。

2. 予定議題審議後、前回の委員会での労働側委員の意見もあり、船員制度近代化の今後のあり方を

#### 【参考資料】

近代化船の現状(平成3年6月30日現在)

表1 近代化船の種類別一覧

種別	社 数	隻 数	千総トン
1. 第三次総合実験船	10	24	1,515
2. C 実 用 船	9	19	1,625
3. B 実 用 船	27	74	5,017
4. A 実 用 船	15	24	1,519
5. パイオニアシップ	7	7	557
計		148	10,233

検討するためビジョン検討委員会を7月16日に開催する予定である旨、事務局より報告された。

#### 【資料】

#### 今回の委員会にて方案の承認を受けた実験船

(大阪商船三井船舶) さざんくろす丸、愛宕山丸、 ありげーたーりばてい、ねぷ ちゅーんえーす、ありげーた ーあめりか

(川 崎 汽 船) まんはったんぶりっじ、じょ ーじわしんとんぶりっじ、ま きなっくぶりっじ、へんりー はどそんぶりっじ、ごうるで んげいとぶりっじ、せんちゅ りーはいうぇい5、わしんと んはいうぇい

(神 戸 汽 船) みしがんはいうぇい、ろんど んはいうぇい

(国際マリン トランスポート) まあきゅりぃえーす

(昭 和 海 運) 健隆丸、平隆丸

(新 和 海 運) 神和丸、国東丸

(第一中央汽船) 筑波丸、紀伊丸

(ナビックスライン) 神山丸、新鷹丸、山隆丸

(日 鉄 海 運) 上総丸

(日 本 汽 船) とらいとんはいうぇい

(日 本 郵 船) 知多丸、加賀、尾上丸、松浦 丸

表 2 近代化船の船種別一覧

[			第三次	総合実験船	C 🤋	<b>実験船</b>	В	実用 船	Α 🤋	芝用 船	パイオ	ニアシップ	合	計
		Ì	隻数	千総トン	隻数	千総トン	隻数	千総トン	隻数	千総トン	隻数	千総トン	隻数	千総トン
1. コン:	テナダ	沿	8	345	4	156	3	95	3	118	3	119	21	833
2. 撒 1	資 #	沿	9	864	4	312	39	2,863	6	473	4	438	62	4,950
3. 自動車	専用	沿	7	306	2	98	14	338	2	39	0	0	25	781
4. タン	力 ·	1	0	0	7	986	13	1,547	9	722	0	0	29	3,255
5. LPG:	タンカ	_	0	0	2	73	3	140	4	167	0	0	9	380
6. 重 量	物	铅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 貨 4	勿 ;	船	0	0	0	0	2	34	0	0	0	0	2	34
計			24	1,515	19	1,625	74	5,017	24	1,519	7	557	148	10,233

## 第51回海の記念日において運輸大臣が PG 就航船員に感謝のメッセージを発表

村岡運輸大臣は、第51回海の記念日に当たり、湾岸危機の際、あらゆる困難を克服してペルシャ湾に就航した船員に対し、次のように、感謝のメッセージを発表した。このメッセージは、7月19日、運輸省において当協会および全日本海員組合に伝達された。

湾岸危機の際、ペルシャ湾に就航する 船舶に乗り組まれた船員の皆様へ

本日、第51回海の記念日に当たり、この1年間を振り返ってみますと、昨年8月2日に始まった湾岸危機は、国際平和を脅かす重大な危機であったのみならず、海上における安全輸送の確保にも重大な影響を及ぼす事態であったことは申すまでもありません。

資源に乏しいわが国においては、エネルギー 資源として大切な石油の大半をペルシャ湾岸諸 国から運ばなければなりませんが、湾岸危機と いう緊迫した状況下においても、ペルシャ湾に 就航する船舶に乗り組み、あらゆる困難を克服 して日夜石油輸送等に従事していただいた船員 は、わが国の経済活動の維持に多大な貢献をさ れました。ここに皆さんの労苦に対し、改めて 感謝の意を表したいと思います。

幸にして湾岸危機は本年3月はじめに終結しましたが、運輸省としましても、今後とも世界のあらゆる海で安全な輸送が続けられるよう努力する所存です。

最後にこれからも船員の皆さんが、わが国に とって必要不可欠な海上輸送の確保のために、 ますます活躍していただくよう希望いたします。

平成3年7月20日

運輸大臣 村岡 兼造

## 当協会の根本会長「明治丸」を見学

当協会は、7月に開催された理事会で「海の日」を制定し、国民の祝祭日化を推進していくことを決定した。これは、わが国が四面を海に囲まれた資源の乏しい島国であり、海外から衣食住関連物資はもとよりエネルギー、工業原料など国民生活や経済活動に必要な原材料物資を輸入し、それを製品に加工して輸出する貿易立国であるにもかかわらず、それらの物資を運ぶ船の活躍や海上輸送の重要性に対する一般国民の認識が低い。このため海洋国家日本として国民の祝日「海の日」を制定して、一般国民の海や海事産業への理解と認識を高めようというものである。

これに関連して当協会の根本会長は、7月29日に東京商船大学を訪れ、明治丸」を見学した。

この船は、毎年7月20日、「海の記念日」制定の由来となっている船で、記念館として同大学の校庭に保存されている。

今後当協会では、関係諸団体と推進母体をつくり、広く各方面に働きかけ、実現をはかっていくこととしている。

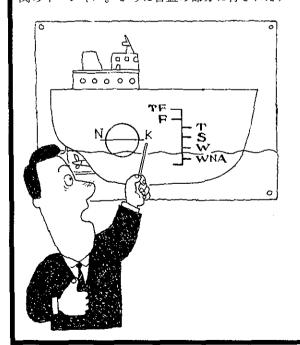


# 海運雑学ゼミナール第17回

## 「プリムソルマーク」が示す 季節、水域ごとの満載喫水線。

船舶には、これ以上貨物を積むと復原性が悪くなり、航海する上で危険な状態になるという限界がある。それを誰の目にも分かるように表示したのが「満載喫水線表示」。別名「プリムソルマーク」と呼ばれるもので、貨物船の船体中央部の舷側に描かれた中心を1本の線が横切る輪と、その横に刻まれた目盛状のマークがそれだ。

輪の部分の左右に記されたアルファベット2文字は、日本海事協会(NK)など検査を行った機関のイニシャル。さらに目盛の部分に付されたア



ルファベット記号は、上から順にTF=熱帯淡水、 F=夏期淡水、T=熱帯、S=夏期、W=冬期、 WNA=冬期北大西洋を意味する。

それぞれが、海域や季節ごとの気象・海象によって区分された船舶満載喫水線用帯域図という世界地図上の各ゾーンに対応しており、たとえば波の穏やかな熱帯域を航海する場合は、荒れやすい冬期帯域や冬期北大西洋帯域を航海するよりも上の喫水線が用いられ、よりたくさんの貨物が積めることになる。つまり船舶の満載喫水線は、季節や水域によって異なるわけだ。

このマークが生まれたのは19世紀後半の英国。 当時は、船舶の積載量に関する安全基準がなく、 貨物の積み過ぎによる海難がたびたび発生した。 当時の海運先進国英国の議会は、これを重くみて、 1876年国際航路に就航するすべての船に、貨物積 載の限界を示す標識を表示することを義務づけた。 この法案の起草者が、英国の政治家サミュエル・ プリムソル (Samuel Plimsoll) で、その名前を冠 してこの表示マークをプリムソルマークと呼ぶよ うになった。

やがてこのマークの意義は、世界の国々にも認められるようになり、現在では、全世界共通の標識としてあらゆる船舶に用いられている。

## 時速93キロの超高速貨物船、 テクノスーパーライナー。

1,000トンの貨物を積み、現在のコンテナ船の約 2倍に当たる50ノット(時速93キロ)で航行する 夢の超高速貨物船「テクノスーパーライナー」の

無断転載を禁じます。社団法人 日本船主協会©

開発が、いま日本で進められている。ジェット機よりも安く、コンテナ船よりも速い新しい輸送機関として位置づけられるもので、21世紀には、日本国内や近隣アジア諸国との海上輸送の大動脈となることが期待されている。

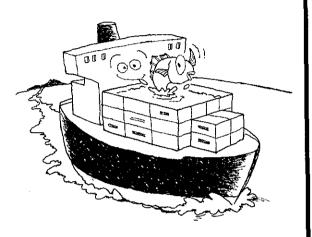
開発上の最大の壁は、大気中の800倍という海水の抵抗。これを小さくするために考えられる方法は、水中翼方式とホーバークラフト方式だが、現在実用化されている両方式の船の積載重量は数十トンから百トン程度。貨物輸送に使うには船体を持ち上げる力も推進力も小さすぎる。

そこで、いま注目されているのが、流線形をした空洞の「浮体」を水中翼の両側にとりつけ、揚力と浮力の併用で船体を持ち上げる方法。推進にはジェット旅客機と同じガスタービンエンジンを用い、浮体の先端から吸い込んだ海水を高速で後方に噴射して航行するというものだ。

このほか、ホーバークラフトに近い船型も候補 にあがっているが、どちらにしてもコンピュータ 技術を応用した高波時の姿勢制御、新素材による 船体の軽量化など、さまざまな先端技術を駆使し たまったく新しいコンセプトの船になることは間 違いない。

## 生きたまま 太平洋を越えてやって来た ニュージーランド産のタイ。

エビ、カニ、マグロ、タコ、イカ、ヒラメ、カレイ…。おすし屋さんのメニューではない。 9割近くを輸入に頼るエビを筆頭に、いずれも私たち日本人が、今その多くを輸入に依存している水産



物の一例である。日本人は世界でも有数の魚好き。 しかし、その胃袋を満たす食用魚介類の約3割は 外国産というのが現状だ。

こうした魚介類の輸入は、もちろん冷凍輸送技術の発達で実現したもの。しかし「やはり魚はとれたてじゃなくちゃ」という魚好き国民ならではの欲求はうち消しがたい。そんな日本人のグルメ志向に応えて、外国で獲れた魚を生きたままコンテナで運ぶ技術が、わが国海運会社の手によって実現した。

海水を張り、水温の調節や酸素の供給、海水の 浄化を自動制御しながら魚を仮眠状態等にして輸 送する特殊コンテナは、まさに海上を走る「いけ す」。現在、ニュージーランド産のタイなどで成功 しており、カニやエビなど運べる魚介類の種類も これからどんどん増えていくはず。

「江戸前」ならぬ「ニュージーランド前」や「ハワイ前」のタイの活き造りに舌鼓を打つ……。グルメにはこたえられないそんな時代が、海運の活躍で、もうすぐやってきそうだ。

# 「海の記念日」のイベント

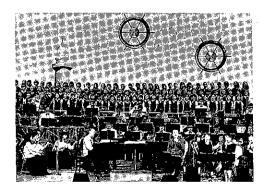
#### 1.NHK ホールにおけるファミリーコンサート

当協会は、7月20日の「海の記念日」を中心 に種々の広報活動を展開しているが、その中心 として定着してきたイベントとして7月19日金 東京渋谷のNHKホールにおいて「海の記念日 前夜祭、ファミリー・コンサート」を開催した。

運輸省と日本放送協会の後援を得た同コンサートは、約70名編成の東京メモリアル・オーケストラの演奏により、第1部ではミルトン・クロッツ氏の指揮、加藤知子さんのバイオリン・ソロでライトクラシックを、第2部では服部克久氏の指揮、コーラスグループのサーカスをゲストに世界の海にちなんだ曲で構成した。

プログラムには根本会長の挨拶を入れるとともに、会場のロビーには貨物船や豪華客船のモデルシップや写真パネルを展示し、入場者に船に対する親しみ、海運の役割を考えてもらうように配慮した。入場者は約3,200名で、一般の応募者は4倍強であった。

このイベントと並行して銀座ソニービルの壁 面に7月15日(月)~21日(日)の7日間、コンテナ船



の写真に「祝第51回・7月20日海の記念日」、「船が支える日本の暮らし」と書いた大懸垂幕を掲示し海運の役割と重要性を PR した。

#### 2. 東京新橋駅前広場におけるイベント

当協会と全日本海員組合は毎年、海の記念日の前日にイベントを開催しているが、今年も7月19日倫に JR 新橋駅前の機関車広場において、「海のうたコンサート」を開催した。



本年は、来賓の村岡運輸大臣が開会に当たって挨拶され、海上保安庁音楽隊や東京ニューフィルハーモニック管弦楽団による演奏、ミス・マルレイナや北みのるをはじめとする演歌歌手による「海の歌コンサート」ならびに貨物船や豪華客船の写真による「船のパネル展」などを船員親睦団体等の協力を得て開催し、海事思想の一層の普及を図った。なお、村岡運輸大臣は挨拶の中で、湾岸戦争時における当協会や全日本海員組合の輸送協力を感謝し、日本海運の役割を改めて認識するよう一般聴衆に訴えられた。

## 海運日誌(7月)

- 1日 運輸省の組織が改正され、海運関係は海上交通局に一本化された新体制がスタートした。 (P.29寄稿参照)
- ◎ 国際海事機関 (IMO) の海洋環境保護委員会 (MEPC) が、5日までの間ロンドンで開催され、油流出防止対策、大気汚染防止対策等の審議が行われた。(P.6海運界の動き2参照)
- 日本銀行は現行年6.0%の公定歩合を0.5%引き下げ、5.5%とし、即日実施した。公定歩合の引き下げは、87年2月以来ほぼ4年5カ月ぶり。
- 8日 運輸省海上技術安全局が6月分の新造船建造 許可実績を発表。それによると、16隻、93万 1,819%(前月比95.9%増)、契約船価は1,037億 6,600万円となった。
- 主要物流企業・団体で構成する日本物流団体 連合会が発足し、会長に長岡毅日本通運会長(全 国通運連盟会長)が就任した。また、当協会の 根本二郎会長が副会長に就任した。
- 11日 日本エネルギー経済研究所は、90~95年の世界の石油需要について年率1.6%程度伸びるとし、供給面ではソ連の産油量が急減するとの見方から、OPECへの依存度が5年間で年率3.6%の伸びとなる見通しを明らかにした。
- 大蔵省が発表した6月の貿易統計(通関速報ベース)によると、輸出額は254億600万ドル(前年同月比6.9%増)、輸入額は181億4,200万ドル(同6.1%増)であった。この結果、貿易黒字は72億6,400万ドル(同8.9%増)となった。
- ◎ オーストラリア海運業改善委員会(SIRA)代表団が当協会を来訪、海運諸問題に関し意見交換を行った。
- 17日 15日より開催されていた第17回先進国首脳会 議が、ソ連の改革支持、ウルグアイ・ラウンド (ガットの新多角的貿易交渉)の年内合意への 努力などを盛り込んだ経済宣言を採択して閉幕

した。

- 18日 運輸省海上交通局は、「外航海運白書(外航海 運の現況一外航海運のグローバルな展開一)」を 発表した。それによると、国際化時代における 日本商船隊と外航海運経営のあり方、海上コン テナ輸送のあり方、外航客船旅行の振興などに 言及している。(P.10特別欄参照)
- 19日 村岡運輸大臣は第51回海の記念日にあたり、 さきの湾岸戦争時に石油輸送などで貢献した船 員へ感謝のメッセージを贈った。(P.45参照)
- ◎ 当協会と全日本海員組合はJR 新橋駅前広場で12時から海のうたコンサートを開催、当協会はNHKホールで海の記念日前夜祭、「海のシンフォニー、ファミリーコンサート」を開催した。(P.46参照)
- 日本内航海運組合総連合会は、平成3年度版「内航海運の現況」を発表した。それによると、平成2年度の内航輸送は好景気に支えられた産業基礎資材の活発な荷動きを反映し好調に推移したとしている。(P.28参照)
- 29日 独占禁止法適用除外制度の見直しを行ってきた「政府規制等と競争政策に関する研究会」は、 内航海運業界の船腹調整および協定運賃カルテル等について、廃止を含めた制度の限定的な運 用ならびに制度、および運用のあり方について 検討を行う必要があるとする報告書をまとめた。
- 30日 日本/台湾の船主団体首脳会議が東京で開催 され、主要コンテナ航路の再建等の協議を行っ た。(P.39内外情報1参照)

#### 7月の対米ドル円相場の推移

高値

136.60円(22日)

安 値

139.50円(4日)

平 均(月間) 138.01円

(注)銀行間取り引きによる

#### 7月定例理事会の模様

(7月24日、日本船主協会役員会議室において開催)

#### 海務委員会・工務委員会関係報告事項

タンカーの構造規制問題について
 (P.6 海運界の動き2参照)

#### 労務委員会関係報告事項

- 1. 海上安全船員教育審議会教育部会の答申について (本誌1991年7月号 P.17参照)
- 2. PG就航船員に対する運輸大臣メッセージについて (P.45参照)

#### 国際委員会関係報告事項

1. 日台船主団体懇談会の開催について (P.41内外情報1参照)

#### 広報委員会関係報告事項

- 1.「海の記念日」を中心とする広報活動について 当協会の広報活動は、効果面から時期的タイミ ングを考慮して「海の記念日」を中心に実施して おり、本年は次のような活動を行った。
- (1) 第51回海の記念日前夜祭「海のシンフォニー・ファミリーコンサート」の開催(P.46参照)

- (2) 懸垂幕による広報 (P.46参照)
- (3) ブック・カバーによる広報
  文庫本用のアンケート付ブック・カバーによる広報は今年で3回目になるが、70万部作成し、7月中旬~下旬に主要都市(札幌、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、北九州、福岡)の書店を通じて配布した。アンケートの応募者には抽選でテレホンカードとオリジナルTシャツを配布することにしている。
- (4) 電波媒体による広報
  - テンビ

7月18日 テレビ東京「天気情報」 (17:55~18:00、関東ローカル) 海の記念日とJR新橋駅前のイベントを告知 7月19日

- (4) TBS「ビッグモーニング」 (7:00~8:30、TBS系26局フルネット) 品川埠頭のRORO船「神永丸」(栗林商船) からの生中継で、内航海運の役割や乗組員 の生活ぶりなどをレポートしながら健康体 操を紹介。
- (ロ) 日本テレビ「ズームイン!!朝!」 (7:00~8:30、NTV系27局フルネット) ミスマルレイナと商船大学の学生2名が出 演し、当日昼からのJR新橋駅前のイベント を告知。
- (2) NHK「ミッドナイトジャーナル」(23:00~23:50)当日開催した「海のシンフォニー・ファミリーコンサート」の模様が紹介された。

#### ② ラジオ

(イ) 7月20日 NHK第一「土曜サロン」(15:05~16:00)

海の記念日ということで当協会の大西常務 理事が出演し、女性アナウンサーのインタ ビュー形式で、日本海運の役割と重要性に ついて放送。

- (ロ) ラジオたんぱ「海の旬間」特別番組「海にひらこう われらの未来」において根本 会長のインタビューが7月25日 (17:10~ 18:00) に放送される。
- (5) 小・中学生向け広報

朝日小学生新聞の7月17日版と毎日中学生新聞の7月19日版に、1頁全面を使用して日本海運の役割と重要性を平易に解説した記事を掲載した。なお、当協会と全日本海員組合は共催で毎年7月19日に広報活動を行っているが、本年はJR新橋駅前広場で「海のうたコンサート」を開催した。当日は開会にあたり村岡運輸大臣が挨拶され、湾岸戦争における協力について謝辞が述べられた。(P.46参照)

#### 会員異動

#### 〇 退 会

平成3年6月29日付 晴海船舶株式会社(京浜地区所属)

〇入会

平成3年7月1日付 新晴海運株式会社(京浜地区所属)

#### 〇 社名変更

平成3年7月1日付 株式会社リンコーコーポレーション(京浜地 区所属)

(旧社名 新潟臨港海陸運送株式会社) 平成3年8月21日現在の会員数 167社 (京浜110社、阪神44社、九州13社)

#### 陳情書・要望書(1月)

30日 宛先:大蔵省関税局総務課事務管理室室長

件名:通関手続きの改善とシステム化につい ての要望

要旨:海上版NACCS(海上貨物通関システム)は、本年10月に稼働開始となるが、あくまで税関/通関業者間のやり取りに限定されているため、平成5年度以降の同NACCS拡張の際、海運等の隣接分野を視野に入れたシステムとするよう、あわせ現行手続きそのものの見直しを行うよう要望。

#### 海運関係の公布法令

酚員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

(政令第237号、平成3年7月17日公布、8月1日施行)

@ 船員保険法施行規則の一部を改正する省令

## 船協だより

(厚生省令第43号、平成3年7月26日公布、8月1 日施行)

#### 国際会議の開催予定(9月)

IMO第21回バルクケミカル小委員会

9月9日~13日 ロンドン

国連欧州経済委員会貿易手続簡易化作業部会第34回

会合

9月16日~20日 ジュネーブ

ジョイント・ラポーターズ・ミーティング

9月23日~26日

IMO第37回航行安全小委員会

9月23~27日 ロンドン

IMO第65回法律委員会

9月30日~10月4日

#### 会議日誌

- 1日 港湾幹事会
- 2日 労務幹事会
- 3日 法規専門委員会/同小委員会合同会議

一土会

船内食料研究会

5日 港湾対策幹事会

啓水会

- 9日 オーナー部会
- 10日 広報幹事会

電波研究会

12日 海洋汚染防止小委員会/タンカー部会幹事会

合同会議

15日 海務幹事会

16日 海務委員会/同専門委員会合同会議

船積書類合理化専門委員会

新造船幹事会

保船幹事会

17日 政策幹事会

一土会

18日 工務委員会/同専門委員会合同会議

総務幹事会

外航船舶解撤促進特別委員会幹事会

22日 労務委員会/同専門委員会合同会議

国際幹事会

原油洗浄従事者管理運営委員会

23日 船協月報編集会議

工務研究会

労務懇話会

船員経理研究会

24日 定例理事会

常任理事会/政策委員会合同会議

総務委員会

船員保険研究会

25日 京浜地区船主会

危険物小委員会

資材研究会

26日 海洋汚染防止小委員会/タンカー部会幹事会

合同会議

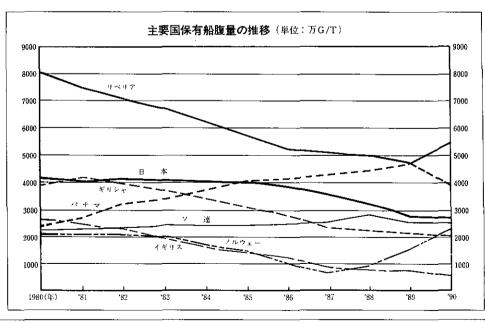
啓水会

29日 海上労働科学研究会

VTR協議会

# ——海運統計——

船	腹	1・世界船腹量の推移
		2 ・日本商船船腹量の推移
		3 • わが国外航船腹量の推移
造	船	4 ・世界造船状況(進水・建造中・未着工)
		5 ・わが国造船所の工事状況
海上荷蟹	かき量	6・世界の主要品目別海上荷動き量
		7・わが国の主要品目別海上荷動き量
		8・不定期船自由市場の成約状況
主要航路	路の成約運賃	9・原油(ペルシャ湾/日本・ペルシャ湾/欧米)55
		10・穀物(ガルフ/日本・北米西岸/日本・ガルフ/西欧)56
		11・石炭(ハンプトンローズ/日本)・鉄鉱石(ツバロン/日本・ツバロン/西欧)…57
運賃指	<b>首数</b>	12・タンカー運賃指数
用船料排	旨数	13 • 貨物船用船料指数
係船船	腹	14・係船船腹量の推移
スクラ	ップ船腹	15・スクラップ船腹量の推移61
日本海道	重の輸送状況	16・わが国貿易の主要貨物別輸送状況 62
		17・日本船の輸出入別・船種別運賃収入62
内航海	運	18・内航船の船腹量
		19 • 国内輸送機関別輸送状況63
		20・内航海運の主要品目別輸送実績63



#### 1・世界船腹量の推移

<del>/-</del>	世	界合	計	タ	ンカ	-	オア・	バルクキ・	ャリア	そ	の	他
年	隻 数	手G/T	対前年 伸び率	隻 数	∓G/T	対前年 伸び率	隻 数	千G/T	対前年 伸び率	隻 数	∓G/T	対前年 伸び率
1960	36,311	129,770	_	4,543	41,465	_	_		_	31,768	88,305	
1965	41,865	160,392	_	5,307	55,046	-1	1,403	18,757	-	35,155	86,589	_
1970	52,444	227,490	_	6,103	86,140	-	2,528	46,651		43,813	94,699	_
1975	63,724	342,162	_	7,024	150,057	_	3,711	85,548	_	52,989	106,557	_
1980	73,832	419,911	1.7	7,112	175,004	0.5	4,706	109,596	1.2	62,014	135,311	3.7
1985	76,395	416,269	▲ 0.6	6,590	138,448	<b>▲</b> 4.1	5,391	133,983	4.4	64,414	143,837	0.7
1986	75,266	404,910	<b>▲</b> 2.7	6,490	128,426	<b>▲</b> 7.2	5,274	132,908	▲ 0.8	63,502	143,576	<b>▲</b> 0.2
1987	75,240	403,498	<b>▲</b> 0.3	6,490	127,660	▲ 0.6	5,099	131,028	<b>▲</b> 1.4	63,651	144,810	0.9
1988	75,680	403,406	<b>▲</b> 0.0	6,565	127,843	0.1	4,980	129,635	<b>▲</b> 1.1	64,135	145,928	0.8
1989	76,100	410,481	1.8	6,383	129,578	1.4	5,061	129,482	<b>▲</b> 0.1	64,656	151,421	3.8
1990	78,336	423,627	3.2	6,609	134,836	4.1	5,156	133,190	2.9	66,571	155,601	2.8

<sup>(</sup>注) ①ロイド船腹統計による100G/T以上の鋼船で 漁船および雑船を含む。②毎年7月1日現在。③オア・バルクキャリアには兼用船を含む。

#### 2・日本商船船腹量の推移

	Í	<u></u>	†	:	タンカー	-	貨物船				その他			
年 	隻 数	千G/T	対前年 伸び率	隻 数	千G/T	対前年 伸び率	隻 数	千G/T	対前年 伸び率	隻	数	千G/T	対前年 伸び率	
1965	5,074	10,302		1,566	3,642	_	3,251	6.453	_					
1970	7,867	23,715	_	2,113	8,883	_	5,282	14,563	_				_	
1975	8,832	38,198	_	1,893	17,414	_	6,223	19.752	_	<b> </b>			_	
1980	8,825	39,015	_	1,728	17,099	_	6,386	20.819	_				_	
1985	8,225	38,141	_	1,392	13,610	_	6,123	23,360	_	1	710	1,171	_	
1986	8,024	35,619	▲ 6.6	1,333	11,611	<b>▲</b> 14.7	5,983	22,832	<b>▲</b> 2.3	;	708	1.176	0.4	
1987	8,250	32,831	<b>▲</b> 7.8	1,288	10,416	<b>▲</b> 10.3	6,249	21.156	<b>▲</b> 7.7	1	713	1,259	7.1	
1988	7,939	29,193	<b>▲</b> 11.1	1,277	9,275	<b>▲</b> 11.0	5,961	18 682	<b>▲</b> 11.7	1	701	1,236	<b>▲</b> 1.8	
1989	7,777	26,367	<b>▲</b> 9.7	1,244	7,951	<b>▲</b> 14.3	5,845	17,134	<b>▲</b> 8.3	1	688	1,283	3.8	
1990	7,668	25,186	<b>▲</b> 4.5	1,209	7,586	<b>▲</b> 4.6	5,745	16,240	<b>▲</b> 5.2	1	714	1,360	6.0	

<sup>(</sup>注) ①1970年まで運輸省発表 1975年以降は日本船主協会発表のそれぞれ100G/T以上の鋼船で 官庁船 その他の特殊船は含まない。

#### 3・わが国外航船腹量の推移

	_														
年			合	計				日 2	ト 船				外 国	用 船	
<del></del>	隻	数	千G/T	千D/W	対前年 伸び率	隻	数	千G/T	+D/W	対前年 伸び率	隻	数	千G/T	千D/W	対前年 伸び率
1975	2,	469	59,489	105,100		Ι,	317	33,486	58,040		1,1	152	26,003	47,060	_
1980	2,	505	65,227	115,205		1,	176	34,240	59,073	_	1,3	329	30,987	56,132	_
1984	2,	135	57,015	97,756	<b>▲</b> 1.7	1,	055	33,249	55,350	<b>▲</b> 4.1	1,0	080	23,766	42,409	1.7
1985	2,	435	62,161	105,652	8.1	1,	028	33,470	55,512	0.3	1,4	107	28,691	50,140	18.2
1986	2,	$^{249}$	55,474	91,690	<b>▲</b> 13.2		957	30,809	50,377	<b>▲</b> 9.3	1,2	292	24,665	41,314	<b>▲</b> 17.6
1987		082	54.514	88,736	<b>▲</b> 3.2		816	28,200	45,528	<b>▲</b> 9.6	1,2	266	26,314	43,208	4.6
1988	2,	127	55,369	89,054	0.4		640	24,582	39,768	<b>▲</b> 12.7	1,4	487	30,787	49,286	14.1
1989	2,	002	55,168	87,937	<b>▲</b> 1.3		532	21,691	35,260	<b>▲</b> 11.3	1,4	170	33,477	52,677	6.9
1990	1,	992	57,316	91,200	3.7		449	20,406	33,163	<b>▲</b> 5.9	1,5	543	36,910	58,036	10.2

<sup>(</sup>注) ①運輸省海上交通局による2000G/T以上の外航船。

②1960~1970年は毎年3月末 1975年以降は7月1日現在。

③1970年以降貨客船は3,000G/T以上のものは貨物船に 3,000G/T未満のものは客船に含む。

②対前年伸び率はD/Wによる。

船 = = 造

#### 4 ・世界造船状況 (進水・建造中・未着工)

X	期間・時点	_ 1	合 詞	+	タン	カー	バルク	キャリア	一般	貨物船	漁船・	その他
分	判問。時点	隻 数	千G/T	伸び率	隻 数	千G/T	隻 数	千G/T	隻 数	千G/T	隻 数	千G/T
 進 水 船	1986 1987 1988 1989 1990	1,487 1,438 1,535 1,450 1,472	14,727 9,621 11,802 12,721 14,680	14.6 • 34.7 22.7 7.8 15.4	119 144 162 159 134	3,512 3,083 4,542 5,362 4,583	167 101 65 92 114	6,091 2,546 2,784 3,624 5,160	244 146 178 189 282	3,242 2,548 2,819 1,986 2,967	957 1,088 1,130 1,010 942	1,881 1,444 1,657 9,358 1,970
姐白	1990 II III IV 1991 I	411 375 346 376	3,419		24 37 37 31	1,056 1,341 1,171 1,272	34 24 28 29	1,506 1,310 1,037 1,305	76 74 68 83	851 834 609 891	277 240 213 233	379 617 602 570
···· 建 造 中	1986 1987 1988 1989 1990	1,292 1,210 1,288 1,275 1,291	9,694 11,622 12,452	7.1	99 123 125 133 148	2,630 3,493 4,461 4,338 5,617	125 62 83 84 78	4,333 2,204 2,887 3,552 3,081	157 147 161 207 231	2,220 2,469 1,865 2,026 2,133	911 878 919 851 834	1,724 1,528 2,409 2,536 2,738
船舶	1990 II III IV 1991 I	1,295 1,338 1,291 1,268	12,723 13,569	▲ 3.8 6.6		4,511 4,581 5,617 5,775	83 79 78 65	3,105 3,081	238 255 231 252	2,459 2,133	848 856 834 802	2,602 2,578 2,738 2,795
 未 着 工	1986 1987 1988 1989 1990	876 827 940 1,177 1,342	12,848 12,931 18,603	24.6 0.6 43.9	89 120 123 160 234	3,968 6,236 4,778 7,495 15,039	58 88	4,241 4,841	135 174 203 342 417	2,345 2,234 4,213	583 475 526 552 601	$\frac{2,038}{1,678}$
船舶	1990 II III IV 1991 I	1,370 1,424 1,342 1,247	28,872 $26,221$	8.2 ▲ 9.2	247 234	13,996 16,151 15,039 13,413	113 90	4,444 3,454	417	5,404 5,331	632 638 601 574	2,873 2,397

- ①ロイド造船統計による100G/T以上の鋼船(進水船舶の年別は年報 その他は四半期報による)。 ②進水船舶は年間 建造中および未着工の年別は12月末 期別は四半期末すなわち3 6 9 12月末。 ③バルクキャリアには兼用船を含む。一般貨物船は2,000G/T以上の船舶。 ④四捨五入の関係で末尾の計が合わない場合がある。

#### 5・わが国造船所の工事状況

-		進	k	量		工事日	户船	舶		未着二	E.船:	舶		手持ち	本事	量
年度		計	うち	国内船	_	計	うち	国内船		計	うち	国内船		計	うち	国内船
及	隻数	∓G/T	隻数	∓G/T	隻数	∓G/T	隻数	₹G/T	隻数	<b>f</b> G/T	隻数	₹G/T	隻数	∓G/T	隻数	₹G/T
1980 1981 1982 1983	196 230 236 254	6,080 7,548 6,944 6,134	50 64 54 54	2,153 2,475 2,270 1,408	76 132 130 141	2,674 4,578 4,775 4,134	20 33 37 27	905 1,323 2,082 1,317	119 190 210 136	3,819 6,102 5,573 3,606		160 473 331 321		6,493 10,680 10,348 7,740	44 47	1,064 1,796 2,413 1,638
1984 1985 1986 1987 1988 1989	278 216 145 96 130 156	7,305 7,558 5,869 4,047 4,186 5,759	54 52 30 23	2,026 2,618 2,820 1,700 773 955	178 166 150 112 58 73	5,836 4,930 2,488	31 14	1,679 1,679 2,487 2,171 768 613	322 169 94 40 41 66	7,555 5,231 2,836 1,705 2,138 2,385	26 12 10 5 2 3	554 493 330 405 111 187	355 244	12,635 10,268 8,671 6,635 4,625 5,214	44 52 36 16	2,233 2,171 2,817 2,577 879 800

- (注) ①運輸省海上技術安全局発表の主要工場における500G/T以上の船舶。1973年度からは2,500G/T以上。
  - ②進水量は年度間の実績。
  - ③工事中・未着工船舶は年度末の状況で 建造許可船舶を対象とする。
  - ④手持ち工事量は工事中・未着工船舶の合計。

#### = 海上荷動き量=

#### 6・世界の主要品目別海上荷動き量

	年	19	984	19	985	19	986	19	987	19	988	19	989	19	90
ᇤ	目	100万 トン	対前年 伸び率	100万 トン	対前年 伸び率	100万 トン	対前年 伸び率	100万 トン	対前年 伸び率	100万 ト ン	対前年 伸び率	100万 ト ン	対前年 伸び率	100万 トン	対前年 伸び率
石	原 油 石油製品	930 297	0.0 5.3				10.0 5.9	_	1.3 2.6		7.4 3.8	1,120 340	7.5 4.6	1,175 350	4.9 2.9
油	計	1,227	1.2	1,159	▲ 5.5	1,263	9.0	1,283	1.6	1,367	6.5	1,460	6.8	1,525	4.5
乾貨	鉄石穀 そ の の	306 232 207 1,320	19.1 17.8 4.0 7.8		4.9 17.2 ▲ 12.6 3.0	276 165	▲ 3.1 1.5 ▲ 8.8 0.7	319 283 186 1,390	2.6 2.5 12.7 1.5	304	9.1 7.4 5.4 5.0	192	4.0 5.6 • 2.0 4.5	335 195	▲ 3.3 4.4 1.6 3.0
物	計	2,065	10.0	2,134	3.3	2,122	▲ 0.6	2,178	2.6	2,308	6.0	2,400	4.0	2,450	2.1
É	計	3,292	6.5	3,293	0.0	3,385	2.8	3,461	2.2	3,675	6.2	3,860	5.0	3,975	3.0

(注) ①Fearnleys「REVIEW 1990」による。②1990年の値は推計値である。

#### 7 ・わが国の主要品目別海上荷動き量

7	年		1986年			1987年			1988年	,		1989年	
品	目	100万 トン	対前年 伸び率	世 界 に 占める%	100万 ト ン	対前年 伸び率	世 界 に 占める%	100万 トン	対前年 伸び率	世 界 に 占める%	100万 ト ン	対前年 伸び率	世 界 に 占める%
石	原 油 石油製品	164.0 32.6	▲ 3.6 20.6	17.1 10.7	160.5 41.8	<b>▲</b> 2.1 28.2	16.7 13.4	166.9 45.8	$\frac{4.0}{9.6}$	$\begin{array}{c} 16.0 \\ 14.1 \end{array}$	178.0 49.2	$\substack{6.6 \\ 7.2}$	15.7 14.7
油	計	196.6	▲ 0.3	15.6	202.3	2.9	15.8	212.8	5.1	15.6	227.2	6.8	15.5
乾貨	鉄石穀 の 石炭物他	115.2 91.3 31.9 224.8	▲ 7.5 ▲ 1.8 1.0 ▲ 0.6	37.0 33.1 19.3 16.4	112.0 92.6 32.6 235.7	▲ 2.8 1.4 2.2 4.8	36.2 34.0 17.9 17.0	123.4 104.2 32.7 258.3	10.2 12.5 0.3 9.6	35.5 34.3 16.7 17.7	127.6 104.9 31.7 262.4	3.4 0.7 • 3.0 1.6	35.7 33.3 16.3 17.0
物	計	463.2	<b>▲</b> 2.5	21.8	472.9	2.1	21.7	518.6	9.7	22.5	526.7	1.6	21.9
í	計	659.8	▲ 1.9	19.5	675.1	2.3	19.5	731.4	8.3	19.9	753.8	3.1	19.4

(注) ①運輸省海上交通局調べによる。②各品目とも輸出入の合計である。③LPG LNGはその他に含まれる。

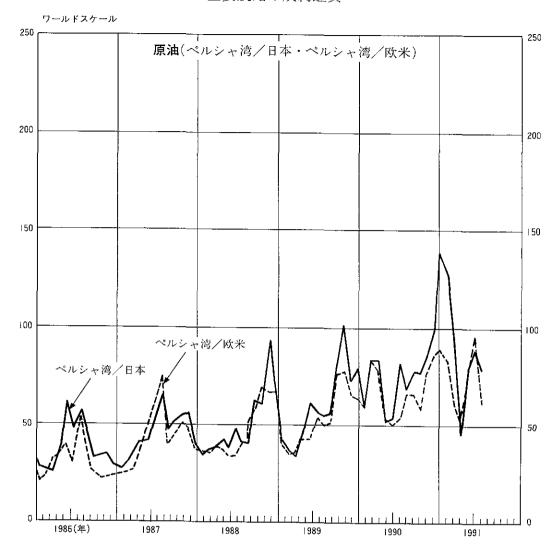
#### 8・不定期船自由市場の成約状況

区分 海 用 船 定期用船 品目別 内 訳 シングル 連続航海 計 合 航 海 石 炭 鉱石 屑鉄 砂糖 肥料 その他 Trip Period 年次 穀 物 154,356 148,954 133,652 116,335 168,877 60,916 42,666 42,100 159,469 60,398 34,011 43,844 138,211 53,027 26,794 43,909 119,708 44,629 21,936 38,448 14,521 10,515 1986 2,682 3,622 9,749 1,659 4,463 3,694 3,326 4,716 23,321 25,258 5,040 1987 1,091 107 99,710 4,559 3,373 3,091 1988 5,369 330 93,307 1989 1,018 164 103,815 24,161 1990 129,177 132,268 43,613 32,043 43,626 805 4,173 198 90,980 14,326 3,626 3,202 2,548 2,816 1,985 2,459 2,633 2,080 8,218 1,054 11,750 220 11,970 3,291 10,760 7,268 9,314 7,242 3,690 2,998 3,652 2,193 7,703 7,081 10,880 7,268 3,263  $\frac{362}{213}$ 20 1,035 120 36 187 1,321 2,547 2,653 2,525 851 12 69 104 15 1,378 2,124 2,396 1,881 2,958 3,542 9,314 7,242 56 28 173 259 1991 70 -0 10,186  $\frac{1}{2}$ 9,527 10,301 124 0 259 201 118 277 373 10,9930 437 0 10,462 4,840 1,803 3,179 2,810 2,790 3,483 2,870 8,854 8,553 9,345 244 58 108 8,587 8,831 384 20 342 0 5 8,745 44 8,789 319 12,528 50 12,578 3,464 4,688 124 727 2,073 10,590 3,364 2,785 294 209 6,639

(注) ①マリタイム・リサーチ社資料による。②品目別はシングルものの合計。③年別は暦年。

(単位:千M/T)

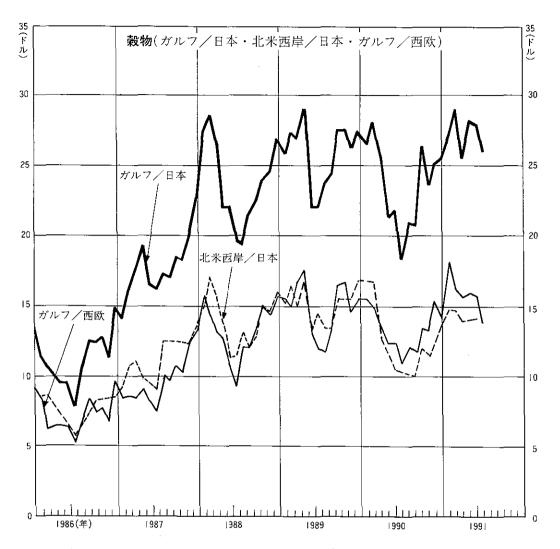
#### = 主要航路の成約運賃 =



### 9・原油 (ペルシャ湾/日本・ペルシャ湾/欧米)

			ペルシャ	湾/日本					ペルシャ	湾/欧米		
月次	19	89	199	90	199	91	19	89	19	90	19	91
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1 2 3 4 5	71.00 43.00 37.50 36.00 47.50 62.50	42.50 34.00 33.50 35.00 42.50 45.00	80.00 60.50 85.00 85.00 52.50 55.00	46.50 55.00 75.00 57.50 48.50 51.00	140.00 129.00 95.00 47.50 87.50 90.00	80.00 85.00 62.50 37.75 35.00 82.50	67.75 41.00 36.50 38.00 47.00 47.50	35.00 34.00 27.00 35.00 37.50 42.50	65.00 60.00 85.00 82.50 56.00 52.50	47.25 46.00 70.00 49.50 45.00 47.50	90.00 87.50 61.00 52.50 73.75 90.00	59.50 61.00 52.50 35.00 45.00 69.50
7 8 9 10 11 12	57.50 56.00 57.50 77.50 102.50 75.00	49.50 40.00 47.50 55.25 66.00 58.00	82.50 70.50 79.00 78.00 88.00 100.00	52.50 47.50 54.50 51.00 65.00 87.50	80.00	52.50	55.00 51.00 52.50 75.00 79.00 66.00	42.00 38.00 46.00 48.00 57.50 49.50	55.00 67.50 67.50 60.00 77.50 87.50	50.00 50.00 52.50 46.50 48.00 70.00	62.50	49.00

<sup>(</sup>注) ①日本郵船調査部資料による。②単位はワールドスケールレート。1989年1月以降 新ワールドスケールレート。 ③いずれも20万D/W以上の船舶によるもの。④グラフの値はいずれも最高値。

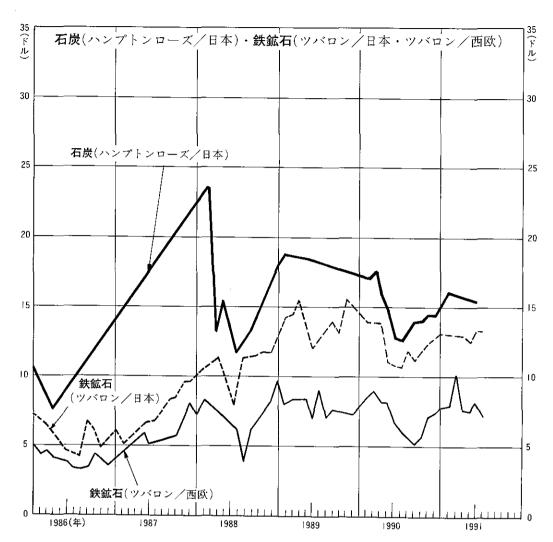


10・穀物 (ガルフ/日本・北米西岸/日本・ガルフ/西欧)

(単位:ドル)

		ガルフ	/日本			北米西岸	是/日本			ガルフ	/西欧	
月次	19	90	19	91	19	90	19	91	19	90	19	91
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1 2 3 4 5 6	27.50 26.50 28.00 25.50 21.30 21.75	26.00 24.75 25.50 22.25 20.00 16.50	25.50 27.25 29.00 25.50 28.25 28.00	25.00 25.00 23.25 22.00 23.00 24.00	17 16.75 12.65 11.60 10	.00 15.00 11.50 10.80	14.00	12.90 14.40 .60 12.75	15.50 15.50 14.85 13.50 12.34 12.40	14.00 14.00 13.50 12.58 11.48 9.00	14.20 18.25 16.32 15.76 16.00 15.79	13.00 14.00 15.92 13.00 13.53 13.99
7 8 9 10 11 12	18.50 21.00 20.75 26.25 23.50 25.00	16.00 18.25 19.15 19.15 21.00 23.50	26.00	23.00	12	.00 .00 .50	_	_	11.05 12.00 11.72 13.50 13.30 15.04	6.69 9.75 10.25 10.25 11.00 12.40	13.82	11.15

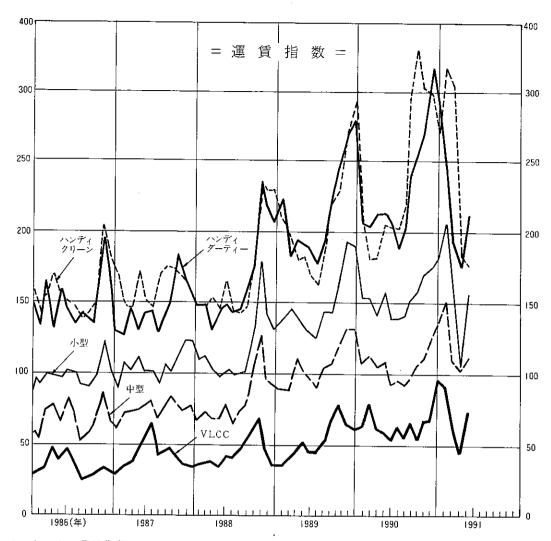
<sup>(</sup>注) ①日本郵船調査部資料による。②いずれも 5 万D/W以上 8 万D/W未満の船舶によるもの。 ③グラフの値はいずれも最高値。



11・石炭 (ハンプトンローズ/日本)・鉄鉱石 (ツバロン/日本・ツバロン/西欧) (単位:ドル)

	ハンフ	プトンロー	-ズ/日本	(石炭)	ツ.	バロン/E	本(鉄鉱	石)		バロン/西		石)
月次	19	90	19	91	19	90	19	91	19	90	19	91
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1 2 3 4 5 6	16.00 14	- .10 .50 .15.60 .75 .75	-	14.25 .25 - - - .50	13 11	.90 .80 .00 .80		12.50 	8.50 9. 8.25 8.10 6.65	8.20 .00 7.00 7.05 5.85	7.75 7.90 10.25 7.65 7	7.50 7.60 7.50 7.50 7.50
7 8 9 10 11 12	14.00 14.25 14.50	.50 13.80 13.50 13.70	-	<u> </u>	11.75 11	.55 11.25 .20 .75 11.25	13.25	12.00		5.25 .25 .70 6.50 7.05	7.25	7.10

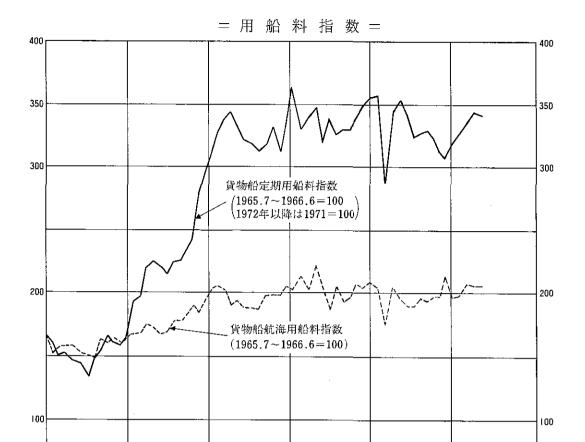
<sup>(</sup>注) ①日本郵船調査部資料による。②いずれも10万D/W以上15万D/W未満の船舶によるもの。 ③グラフの値はいずれも最高値。



12・タンカー運賃指数

					タ	ン	カ・	-	賃	指	数				
月次			1989					1990					1991		_
	VLCC	中型	小型	H•D	H•C	VLCC	中型	小型	H•D	н•с	VLCC	中型	小型	H <b>∙</b> D	н•с
1 2 3 4 5 6	48.4 36.1 35.4 40.0 45.0 52.1	97.5 92.6 89.4 88.2 110.3 100.9	146.3	221.3 206.5 223.8 181.2 195.1 190.7	228.6 229.0 212.6 196.7 178.9 181.1	60.5 63.2 79.3 62.1 57.3 53.1	132.0 108.3 113.4 106.5 108.5 95.2	190.3 153.0 152.0 143.0 159.4 139.4	279.6 206.5 203.6 213.4 214.1 205.6	292.3 209.3 182.3 183.0 204.5 203.5	98.2 93.3 61.4 45.9 75.3	137.2 151.0 110.1 102.2 112.2	182.6 205.8 165.5 104.4 156.2	290.8 250.2 194.6 176.3 212.5	271.0 337.3 254.0 183.9 177.8
7 8 9 10 11 12	47.0 45.4 51.8 67.6 76.6 64.7	97.4 90.8 103.2 107.3 119.0 132.5	129.0 124.2 144.2 143.4 158.9 193.9	188.4 177.4 193.3 224.8 247.7 267.2	170.2 162.3 185.6 221.0 228.4 269.3	64.2 57.2 66.3 53.8 69.2 72.3	98.6 95.5 99.2 105.6 110.7 125.2	139.9 144.2 150.8 158.0 170.2 176.5	188.8 204.3 240.3 251.6 268.5 337.5	202.0 220.5 296.5 358.2 302.7 298.7					
平均	50.8	102.4	143.8	209.8	205.3	63.2	108.2	156.4	234.5	246.1					

(注) ①ロイズ・オブ・ロンドンプレス発行のロイズ・シップマネジャーによる。(シッピング・ニューズ・インターナショナルはロイズ オブ ロンドンプレスと1987年11月に合併) ②タンカー運賃はワールドスケールレート。③タンカー運賃指数の発表様式が87年10月より次の5区分に変更された。カッコ内は旧区分 ②VLCC:15万1000トン(15万トン)以上 ②中型:7万1000~15万トン(6万~15万トン) ②小型:3万6000~7万トン(3万~6万トン) ○H・D=ハンディ・グーティ:3万5000トン(3万トン)未満 ③H・C=ハンディ・クリーン:5万トン(3万トン)未満。



13・貨物船用船料指数

1987

1988

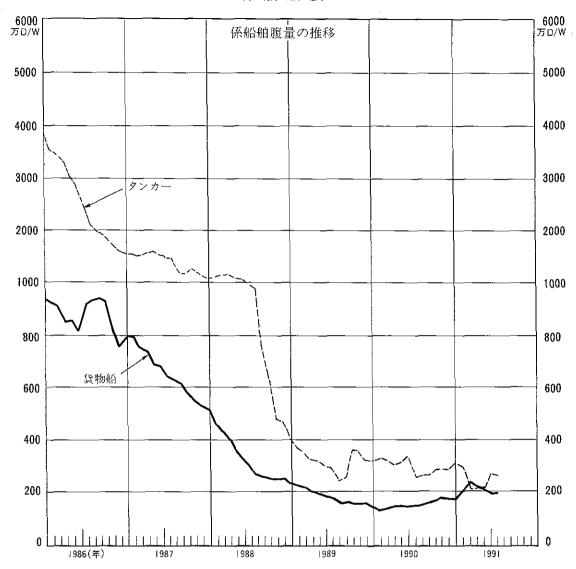
1986(年)

月次		貨物	船航海	用船料	指数			 貨 物	船定期	用船料	指数	
7100	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1986	1987	1988	1989	1990	1991
1 2 3 4 5 6	166.1 152.0 156.7 158.2 158.4 153.3	164.3 166.3 167.2 174.9 172.1 166.4	193.4 203.5 207.1 203.0 189.3 193.6	204.9 202.4 212.1 202.7 221.5 201.8	208.3 203.3 176.4 202.9 197.9 191.4	198.0 199.0 207.0 205.0 205.0	166.2 159.4 146.2 151.4 145.2 144.3	162.5 191.4 195.4 219.8 224.6 219.7	292.8 312.0 328.0 338.6 344.3 333.8	334.0 363.7 329.8 336.9 346.2 318.7	356.5 357.6 288.7 343.3 353.5 343.7	318.0 325.0 335.0 344.0 342.0
7 8 9 10 11 12	150.8 148.1 163.4 160.7 164.3 160.8	169.2 177.4 177.7 182.1 189.2 184.2	184.1 186.6 185.1 196.3 199.0 197.8	189.3 204.1 193.0 197.8 208.4 204.3	190.0 197.0 195.0 197.0 199.0 215.0		134.4 148.5 152.8 166.4 159.3 156.9	213.7 223.6 223.0 232.4 242.9 277.0	320.6 318.2 314.0 317.2 333.0 312.0	336.8 324.3 327.5 327.6 338.0 349.1	325.0 328.3 329.5 322.8 311.4 306.4	
平均	157.7	174.3	194.9	203.5	197.8		152.2	218.8	322.0	336.1	330.6	

1989

1990

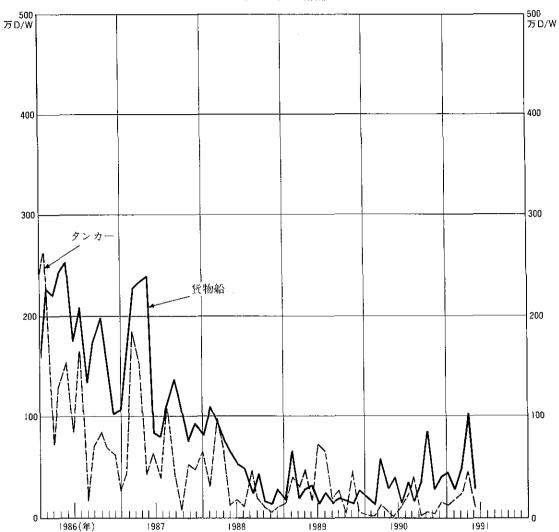
<sup>(</sup>注) ①ロイズ・オブ・ロンドンプレス発行のロイズ・シップマネジャーによる。(シッピング・ニューズ・インターナショナルはロイズ オブ ロンドンプレスと1987年11月に合併)②航海用船料指数は1965.7~1966.6=100 定期用船料指数は1971=100。



#### 14・係船舶腹量の推移

			19	89					19	90					19	91		
月次		貨物:	船		タンカ	_		貨物	船		タンカ			貨物	船		タンカ	
	隻数	<del>f</del> G/T	千D/W	隻数	∓G/T	千D/W	隻数	千G/T	千D/W	隻数	<b>f</b> G/T	千D/W	隻数	∓G/T	∱D/W	隻数	+G/T	千D/W
1 2 3 4 5 6	341 331 337 314 285 268		2,277 2,221 2,094 1,991 1,865 1,854		2,249 2,194 1,943 1,930	3,649 3,529 3,092 3,059	226 225 228 212	1,023 1,062 994	1,264 1,325 1,361 1,368	57 55 56 56	1,776		288 288 283		2,155 2,041	51 50 47 46	1,654 1,557 1,178 1,193 1,191 1,445	2,867 2,110 2,135 2,130
7 8 9 10 11 12	257 249 243 237 237 244	1,076 1,079	1,723 1,566 1,507	64 62 65 62	1,631 1,665 2,200 2,076	2,443 2,480 3,631 3,622	232 239 243 262	1,112 1,202 1,341	1,475 1,532 1,627 1,771	53 58 57 56	1,466 1,485 1,560 1,584	2,539 2,718 2,803		1,451	1,970	46	1,405	2,613

(注) ロイズ・オブ・ロンドンプレス発行のロイズ・マンスリーリスト・オブ・レイドアップベッセルズによる。



15・スクラップ船腹量の推移

			19	89					19	90					19	91		
月次		貨物;	船		タンカ			貨物;	船		タンカ・	_		貨物	船		タンカ	_
	隻数	千G/T	千D/W	隻数	₹G/T	千D/W	隻数	千G/T	千D/W	隻数	∓G/T	千D/W	隻数	<b>f</b> G/T	千D/W	隻数	千G/T	千D/W
1 2 3 4 5 6	40 100 20 18 79 11	223 437 134 189 226 85	172 660 174 276 299 126	3 16	253 216 174 229 85 326	402 303 461 150	20 69 39 37	132 167 362 205 255 105	192 125 568 284 391 149	2 9 10 3	23 4 65 36 9 61	34 2 117 55 14 97	20 38 53	270 183 291 614 187	446 278 479 1,006 276	$\begin{array}{c c} 2 \\ -8 \\ 6 \\ 11 \end{array}$		118 233 447 103
7 8 9 10 11 12	21 28 20 20 27 29	125 90 135 96 94 155	227 136 174 149 129 247	10 2 3 11	310 40 119 10 237 38	636 60 256 15 432	30 28 63 24	198 120 192 504 179 243	347 152 342 850 271 393	7 7 2 4 6	122 186 4 27 29 74	232 395 7 51 43	į.					
計	413	1,989	2,769	99	2,037	3,660	415	2,662	4,064	64	640	1,198						

(注) ①プレーメン海運経済研究所発表による。②300G/T 300D/W以上の船舶。③貨物船には兼用船 客船を含む。 ④タンカーにはLNG/LPG船および化学薬品船を含む。⑤四捨五入の関係で末尾の計が合わない場合がある。

### = 日本海運の輸送状況 =

16・わが国貿易の主要貨物別輸送状況

(単位: 千K/T %)

		<del></del>									
Б	☑ 分	1984	1985	1986	1987	1988	1989		1989		1990
		1304	1300	1300	1301	1300	1303	$4\sim6$	$7 \sim 9$	10~12	$1 \sim 3$
輸	貿易量	83,965	81,803	75,746	71,191	70,711	70,675	17,762	18,061	17,919	16,798
	日本船輸送量 外国用船輸送量	16,431 28,397	14,973 25,477	11,948 25,096	9,856 24,677	7,407 27,006	5,958 27,140	1,532 6,948	1,516 6,805	1,401 7,106	1,180 6,594
出	日本船積取比率	19.6	18.3	15.8	13.8	10.5	8.4	8.6	8.4	7.8	7.0
輸	貿 易 量 日本船輸送量	599,113 247,657	592,999 242,944	590,606 250,679	617,144 232,347	660,656 59,977	683,167 223,481	163,748 55,028	166,442 56,420	179,037 53,824	175,837 54,235
_	外国用船輸送量	152,161	157,687	152,671	162,113	55,433	236,388	56,960	58,057	62,719	65,210
<u> </u>	日本船積取比率	41.3	41.0	42.4	37.6	35.6	32.7	33.6	33.9	30.1	30.8
貨物船積	質 易 量 日本船輸送量	350,303 138,228	356,351 140,928	354,092 142,221	374,149 129,144	404,371 122,407	411,468 116,891	101,586 29,443	102,559 30,023	105,858 28,406	100,638 26,586
船	外国用船輸送量	90,552	97,367	93,455	106,326	142,284	156,423	39,718	38,145	41,771	39,416
	日本船積取比率	39.5	39.5	40.2	34.5	30.3	28.4	29.0	29.3	26.8	26.4
う鉄 ち 鉱	貿 易 量 日本船輸送量	125,349 63,622	$\begin{vmatrix} 124,513 \\ 62,502 \end{vmatrix}$	115,231 $64,632$	112,035 58,679	123,377 57,136	127,607 56,359	30,576l 14,487	31,191 13,933	33,666 13,539	30,501 $12,775$
五石	外国用船輛迗堂	24,311 50.8	23,446 50.2	18,414 56.1	19,768 52.4	31,981 46.3	34,949 44.2	7,922 47.4	8,166 44.7	10,152	
	<del></del>									40.2	
う石 ち	質 易 量 日本船輸送並	87,818 45,248	92,990 50,067	91,346 52,922	92,554 49,313	104,181 46,487	104.939 $44.262$	26,265 10,708	25,925 12,224	26,677 11,108	27,183 10,564
炭	外国用船輸送量	24,295 51.5	26,283 53.8	22,958 57.9	26,558 53.3	42,664 44.6	$44,461 \\ 42.2$	11,091 40.8	10,378 47.2	12,206	11,225 38.9
	1 - 1 - 1 - 1									-	
う木 ち	貿 易 量 日本船輸送量	31,102 10,298	$ \begin{array}{r} 31,750 \\ 10,372 \end{array} $	32,360 8,988	36,951 8,040	42,040 6,893	$41,295 \\ 6,026$	10,180 1,604	10,880 1,678		9,795 1,179
材	外国用船輸送量 日本船積取比率	13,385 33.1	14,402 32.7	15,842 27.8	20,409 21.8	$21.017 \\ 16.4$	25,378 14.6		6,261 15.4		
		<b></b>					<del></del>				
送	貿 易 量 日本船輸送量	248,810 109,429		236,514 108,457	242,995 103,203	256,285 111,723	271,699 106,590	62,162 25,585	63,883 26,397		74,837 27,649
油送船積	外国用船輸送量 日本船積取比率	61,609 44.0		59,216 45.9	55,787 42.5	64,844 43.6	79,965 39.2	17,242 41.2	19,912 41.3	20,948	
				<u> </u>							
う原 ち	日本船輸送量	185,208 92,640		93,685	86,830	166,936 94,370	178,009 90,576	$ \begin{array}{c c} 40,273 \\ 21,732 \end{array} $	41,210 22,525		
沖	外国用船輸送量	54,023 50.0	52,803	51,944	47,884		64,867 50.9	13,150	16,335 54.7	16,919	
	口一个加快水儿平	20.0	33.3	01.1	04.1	30.3	30.9	J.4.0	94.1	44.1	40.0

<sup>(</sup>注) ①運輸省資料による。②年別は暦年。③石油製品にはLPG LNGを含む。

#### 17・日本船の輸出入別・船種別運賃収入

(単位:百万円)

_	<i>ī</i> 13	1004	1005	1006	1987	1000	1090		1989		1990
	· 分	1984	1985	1986	1967	1988	1989	4~6	7~9	10~12	$1\sim3$
輸出	定 期 船不定期船油 送船	225,660 246,775 5,519 477,954		103,633 158,080 4,002 265,714	69,299 126,594 3,374 199,267	51,456 89,277 2,599 143,332	45,326 76,576 2,520 124,421	10,826 19,035 652 30,512	11,662 20,205 569 32,435	11,597 17,814 607 30,018	9,836 16,055 606 26,497
_ 輸 入	定期船不定期船 計	102,215 337,179 250,713 690,107	342,784 235,966	58,720 258,497 201,577 518,794	50,942 219,301 177,088 447,331	50,299 198,690 171,758 420,748	49,353 200,600 164,807 414,760	51,598 37,610	12,972 52,226 41,960 107,159	47,870	47,914
三国間	定期船不定期船油 送船計	65,845	74,441 37,482	43,601 53,040 29,842 126,485	61,480 43,982 19,413 124,875	53,139 31,879 13,035 98,053	49,008 29,304 8,747 87,059	7,431 2,656	7,644 2,033	6,798 1,928	5,198 1,837
合計	定期船不定期船 計計		636,450	205,954 469,617 235,420 910,993	389,878 199,875	154,894 319,848 187,392 662,132	143,687 306,480 176,074 626,240	78,064	80,074	72,482 43,912	69,166

<sup>(</sup>注) ①運輸省資料による。②年別は暦年。③外国船は含まない。

#### = 内航海運=

#### 18・内航船の船腹量

年	船	種	別	鋼		船	木		船	í	<del></del>	— 計	- -
	7361	Jan		隻 数	千 ト ン	対前年伸 び率(%)	隻 数	千 総トン	対前年伸 び率(%)	隻 数	千総トン	対前年伸 び率(%)	鋼船の占め る割合(%)
1980	貨 油 ———	物送計	船 船 ———	6,013 2,787 8,800	2,400 1,338 3,738	2.0 2.4 2.2	2,241 120 2,361	157 11 168	▲ 8.7 ▲ 8.2	8,254 2,907 11,161	2,557 1,349 3,906	1.3 2.4 1.7	93.9 99.2 95.7
1985	貨油	物送計	船 船 —	6,074 2,447 8.521	2,485 1,225 3,710	▲ 1.3 0.3 0.7	1,476 65 1,541	88 6 94	▲ 6.4 20.0 ▲ 5.1	7,550 2,512 10,062	2,573 1,231 3,804	<b>1.0 0.2 0.6</b>	96.6 99.5 97.5
1989	貨 油 —	物送計	船船	5,891 2,359 8,250	2,469 1,141 3,610	▲ 1.9 0.1	1,176 42 1,218	57 3 60	▲ 12.3 ▲ 25.0 ▲ 13.0	7,067 2,401 9,468	2,526 1,144 3,670	0.6 1.9 0.2	97.7 99.7 98.4
1990	貨油	物送計	船船	5,881 2,298 8,179	2,507 1,135 3,642	1.5 0.5 0.9	1,627 36 1,663	50 3 53	▲ 12.3 ▲ 11.7	7,508 2,334 9,842	2,558 1,138 3,696	1.3 • 0.5 0.7	98.0 99.7 98.5
1991	貨 油 ———	物送計	船船	4,515 2,308 6,823	1,554 1,146 2,700	▲ 38.0 1.0 ▲ 25.9	1,060 31 1,091	45 2 47	▲ 10.0 ▲ 33.3 ▲ 11.3	5,575 2,339 7,914	1,599 1,148 2,747	▲ 37.5 0.9 ▲ 25.7	97.2 99.8 98.3

<sup>(</sup>注) ①各年とも3月末現在。②貨物船には外航および港運併用分を含む。なお1975年3月末より台船を含む。③油送船には沖縄 復帰にかかわる石油製品用許認可船を含まない。④塩および原油の二次輸送船は含まない。⑥比率は総トン数による。

#### 19 • 国内輸送機関別輸送状況

年 月		輸 ì	送 量(百	万トン)		輸	送トン	キロ (億ト	ンキロ)	
	内航海運	鉄 道	自動車	国内航空	計	内航海運 鉄	、 道	自動車	国内航空	—————————————————————————————————————
1981年度	479	152	5,231	0.37	5,862	2,118	341	1,813	3	4.275
1982年度	438	136	5,172	0.40	5,746	1,981	309	1.877	4	4,170
1983年度	438	121	5,123	0.44	5,683	2.007	276	1.935	4	4.223
1984年度	439	109	5,140	0.49	5,690	2,069	234	1.998	4	4.306
1985年度	452	99	5,048	0.54	5,600	2,058	221	2.059	5	4.344
1986年度	441	90	4,969	0.60	5.500	1,980	206	2,161	6	4,352
1987年度	463	83	5.046	0.70	5.593	2.014	206	2.241	6	4,466
1988年度	493	82	5,434	0.80	6,010	2,126	235	2,439	7	4,400

<sup>(</sup>注) 運輸省「運輸白書」による。

#### 20・内航海運の主要品目別輸送実績

		輸送	<b>量</b>			輸送ト	ンキロ	
品 目 別	1987年	度	1988年	度	1987年	度	1988年	度
	チトン	構成比	チトン	構成比	百万トンキロ	構成比	百万トンキロ	構成比
石金非砂セセ石機 原属物材ト品械 炭属物材ト品械	14,789 59,160 70,698 47,194 43,769 125,051 9,733	4.0 16.0 19.1 12.7 11.8 33.8 2.6	15,673 62,515 78,610 52,377 57,980 133,831 13,171	3.8 15.1 19.0 12.6 14.0 32.3 3.2	7,666 30,134 38,678 6,578 22,770 47,043 6,372	4.8 18.9 24.3 4.1 14.3 29.6 4.0	8,550 32,454 36,068 7,591 29,678 49,550 9,198	4.9 18.8 20.8 4.4 17.2 28.6 5.3
合 計	370,394	100.0	414,157	100.0	159,241	100.0	173,089	100.0

<sup>(</sup>注) 運輸省運輸政策局情報管理部「内航船舶輸送統計年報」による。

#### 編集後記

総会屋対策から株主総会開催日の集中度は高まる一方で、今年もこの6月27日に開催された企業は1,754社にも達し、空前のラッシュとなった。バブル経済がまっとうな企業活動と地下経済の垣根をあいまいにし、銀行の巨額な不正融資、証券会社の損失補てん問題、さらに暴力団の株買い占め等々話題にこと欠かない株主総会であった。

海外でもこの証券スキャンダルは大きく取り扱われ、ロンドンで開催されたサミットでも橋本大蔵大臣が特別に釈明スピーチを行ったほどである。にもかかわらず、例年のごとく株主への丁寧な情報公開や説明もなく、ほとんどが形

式的な「シャンシャン総会」で終了した。警察庁の調べによると6月27日に集中した株主総会の所要時間は1時間未満の企業が全体の97.8%を占め、3時間を超えた企業は原発反対の少数株主からの質問に応じた関西電力1社のみであったという。

本来株主総会は企業と株主との 開かれたディスカッションの場で あり、米国などでは自社のPR活動 の重要な機会との認識を持ってお り、総会の当日には相当な時間を さいていると聞く。このことは日 本の株式市場の後進性や異質さを 物語っており、いかにも日本的で ある。海外での受け止め方も「信 じられない出来事」という一語で 尽きているようである。

米国では1930年代の証券、金融 恐慌の教訓から、特別行政機関と して証券取引委員会 (SEC) を設 立し、強力な権限により不法、不 公正取引を摘発してきているとい う。資本主義の未成熟な段階で、 大目に見られてきた「株屋」の体 質がそのまま続き、表面化した出 来事といえよう。一説には日本の 証券会社は急速に高成長したため 人材育成が追いつかなかったこと と、伝統的な利益至上主義のツケ が出たのだともいわれている。い ずれにしろこのような日本的な出 来事が続く限り、いつまでたって も国際社会の中で三流国扱いを受 けるのではないかと思うのは筆者 だけではないだろう。

> 新和海運 総務部次長兼総務課長 秋山 謙治

船協月報 8 月号 No. 373 (Vol. 32 No. 8)

発 行:平成3年8月20日

創 刊:昭和35年8月10日

発 行 所:社団法人 日本船主協会

〒102 東京都千代田区平河町2-6-4 (海運ビル)

TEL. (03) 3264-7181 (調査広報部)

編集・発行人: 大 西 章 敬

製 作:大洋印刷産業株式会社

定価:400円(消費税を含む。会員については会費に含めて購読料を徴収している)